

平成23年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第2号

平成23年3月2日(水曜日)午前10時01分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

15番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 山本文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 山本文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスについて
		2. 近隣市町村との外交の利益について
		3. 特別会計や補助金、人件費の秩序なき合理化について
(2)	佐藤文雄	1. 入札制度の改革で「談合入札」を根絶し、適正な価格での公共事業の発注について
		2. 小規模工事契約希望者登録制度及び住宅リフォーム助成制度の導入による地元中小業者の仕事おこしの施策について
		3. 生活排水対策における公共下水道事業の全面見直しについて
		4. 国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げについて
		5. 介護保険特別会計の黒字分を保険料の引き下げに廻すことについて
		6. 向原土地区画整理組合への税金投入問題について
		7. 基本水量の見直しで水道料金の引き下げを
		8. 石岡地方斎場移転計画の見直しについて
		9. 未来につながる子育て支援の充実について
(3)	山本文雄	1. 行政改革の推進と事業仕分けの導入について
		2. 職員の意識改革と人事システムの確立について
		3. 下稲吉小学校の整備促進について
		4. 保育行政の充実について
		5. 板橋区との交流事業の促進について
		6. まちづくりの推進について

開 議 午前10時01分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、15番 山内庄兵衛議員から所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、3月1日に会議規則が改正されたことにより、以前は3回までであった質疑回数が撤廃されたため、議員各位においては時間配分に留意されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点からより簡明な答弁をなされることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

おはようございます。

一般質問通告の本題に入る前に、一言申し上げる次第です。

さきの市議会議員選挙において、私はかすみがうら市として協調性のあるまちづくりを目指すべきと掲げた次第でございます。なぜならば、1つを例に申し上げますと、50年前の車が余りない戦後間もないころ、当時の町や村で大抵の方は一日の生活圏をその町や村の中で十分賄えるような時代でありました。しかし、この車社会でもある現代社会において、かすみがうら市だけの行政界の中だけで毎日の生活を過ごすのではなく、北は石岡、小美玉、行方市に出向けば、南は土浦、つくば等々に出向く、こういった市民一人一人の生活圏は幾つかの行政、地方自治体のサービスを当たり前を受けているわけですから、住まいのある主に税金を納めているかすみがうら市の行政サービスの一つだけの個人プレーを磨くことより2人、3人と、お互いの適材適所で持ちつ持たれつ、相乗効果を生むような1足す1が2ではなく3となり、4となるような信頼関係、協調性がこれこそがこういったまちづくりがこの景気の低迷において財政が厳しいときだからこそ、貴重な財産であろうと考えるからでございます。

もう一つ例を挙げますと、道路が一つの行政界の中だけで終えるような道路であってはなりません。行政界をまたぐ広域を便利に利用できる道路でなければなりません。行政同士が、地方自治体同士が互いに尊重しなければならない、そうしたことにより有意義な広域幹線道路ができるわけでございます。道路に限らずほかの行政サービスにつきましてもしかりであります。

宮嶋市長には、その掲げられる行財政改革の御旗が近隣市町村からして唯我独尊とならぬよう、私といたしましても、かすみがうら市のためにたださなければならぬと決意をするものでございます。

そして、我々当市の予算についても、経費節減のみによる偏った行財政改革により財政力指数

を維持するような行政運営ではなく、地方交付税の恩恵を有効に活用し、GDP国内総生産のような市内総生産を維持させるといったとらえ方で市の成長を保つことが市民や市内にかかわる事業者のための行政運営であります。安心・安全なまちづくりによって、市民や市内事業者が安心して仕事に専念し、所得や雇用を維持できるようなまちづくりにつなげなければなりません。

それでは、通告に従いまして3項目について一般質問を行います。

第1点目として、国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスについて質問いたします。

私は、平成20年第1回定例会より、国保税の資産割及び均等世帯割については、一般質問において是正を求めてまいりました。その後、平成22年度において国保税の所得割や資産割の減率の改正を実施されましたが、私の訴えてまいりました資産割と固定資産税との二重課税による不公平感の解消や国の応能・応益割、1対1の指針にはまだまだ乖離がありました。そして、今定例会における国保税にかかわる条例の上程により、私の訴える不公平感の解消に前進を感じさせるものでございます。

一方、国保の医療診療費として支出増加は、少子・高齢化社会において必然であり、収支のバランスを賄い切れない国保制度自体への憂慮もございます。国民年金のような一律固定額ではなく、課税方式による国保の負担は、アメリカでもなし得ない日本が培ってきた国民皆保険制度であり、社会保障の鏡でございます。この社会保障の鏡である国保の税率設計は、バブル期に設計された税率がそのままこの今の景気の低迷にまで継がれておりますので、固定資産を保つことが依然厳しい社会情勢と国民皆保険の理念に矛盾する二重課税の不公平感を解消いたしたく、私は何とか茨城県内10市町村の資産割廃止の先例を目指して、この訴えを邁進してまいりたいと存じます。

1つに、国保税資産割の改善の可能性について方向性と計画及び試算を伺います。

2点目に、県内でも比較的低い当市の国保税均等割、世帯割の適正について、方向性と近隣市町村並みにした場合の試算を伺います。

続きまして、第2点目といたしまして、近隣市町村との外交の利益について質問いたします。

冒頭に申し上げましたとおり、近隣市町村との関係は市民の代表である市長が模範となるような外交を行うべきところであります。国同士の関係に例えるのなら、全く関連の異なる場合であっても真摯に向き合うことに重要な形があり、誠意を欠いた発言は国同士の関係をも悪化させてしまうことは皆様もご承知のとおりでございます。このようなことがかすみがうら市と近隣市町村との関係で起きてしまっている。しかも当市にとって合意締結を覆し、現状不利益を発生させてしまっている。さらに見直しにより譲歩案をいただきながらも、市長ご自身の選挙公約に固執している。エゴイズムとは、自分の利益を中心に考えて、他人の利益は考えない思考や行動の様式であります。私にとりまして宮嶋市長の選挙公約の固執は、市民の幸福ではなくエゴイズムの割合のほうが大きいのではないのでしょうか。

1つに、石岡地方斎場に係る市長の合理化公約の断行は不利益ばかりをもたらしていないか伺います。

2つに、これまでの市長の近隣市町村との外交にはいささか協調性や信頼性を欠くものが目に余り、次なる合併を目指す市長の考えと矛盾していないか伺います。

続きまして、第3点目といたしまして、特別会計や補助金、人件費の秩序なき合理化について

質問いたします。

宮嶋市長は、ご自身の選挙公約に基づく行財政改革において聖域なき改革とされておりますが、私といたしましては聖域なきではなく、秩序なき合理化と申し上げさせていただきます。物事を行う場合の正しい順序、筋道、これが秩序であります。さらには、社会の諸要素が相互に一定の関係や規則によって結びつき、調和を保っている状態、これも秩序であります。片や、市長という立場は選挙によって選ばれた市民の代表として、市内の最高の執行権を持たれ、そのアイデアを十分発揮されることを求められているという事実もございます。しかし、その市長の権限も、これまで地域が歩んできたよきにつけあしきにつけ、ならわしや歴史に改革として立ち向かうことは、非常にあつれきを生むことは必至であります。その姿勢を賞賛するケースもあるかもしれませんが、宮嶋市長に投票した大方は、果たしてそこまで求めているのでしょうか。私は、この景気の低迷に対し、素直に新たな市長の立場で改めてほしいということであり、決して大方ひずみまで生み出すものではないと察するところであります。

宮嶋市長は、選挙公約の行財政改革として、人件費から捻出して特別会計に当初予算として編成するとのお考えはまだ撤回したとは伺ってはおりませんが、法定上はその編成も可能であります。しかしながら、その市長の権限だけで駆使される予算編成権が現在、当市の健全を示している財政状況で行うこと、このことによって今後の市政運営に、さらには公平公正なルールに禍根を残さないという確信がございますのでしょうか。

そこで伺います。公約のための各特別会計や補助金から財源確保に奔走する行政手法は法令秩序の枠を超え、一緒くたな運営となり、それぞれ公金の長期的な計画や趣旨、ルールを取り壊し、将来景気を回復するときに、従来の公平性を維持できるのかお伺いいたします。

以上、私からの1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目の国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスにつきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の近隣市町村との外交の利益につきましてお答えいたします。

近隣市との関係につきましては、対話を基本に各種の協議を行っているところでございます。本市の実情の中で協議途中の事案もあり、合意が整わない案件もあるかと思いますが、何事もあいまいにすることなく主張すべきはきちんと申し上げ、また譲るべきところは譲る心で、かすみがうら市民の不利益を受けない方向で今後も話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、市町村合併につきましては、前向きにとらえており、双方の合意が必要であることは当然のことと認識をしているところでありますが、今後も周辺市町村の動向を見ながら、合併を目指してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

3点目の特別会計や補助金、人件費の秩序なき合理化につきましてお答えいたします。

第2次かすみがうら市行政改革大綱において基本方針として事務事業の見直し、受益者負担のあり方の見直し、歳入の確保、公共施設の有効利用、運営合理化、民間委託等の推進、定員管理、給与の適正化、水道・下水道事業の経営健全化に取り組むこととしております。

このように経費全般にわたる徹底した節減合理化を進めながら、事務事業の優先度に重点を置き、長期的な視点に立ち、計画的かつ効率的な財政運営の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

古橋議員の一般質問中1点目、国保税資産割の改善と均等割の公平なバランスにつきましてお答え申し上げます。

まず、第1番目の国保税資産割の改善の可能性、方向性と計画及び試算についてお答えいたします。

国保税額の算出に当たっては、応能割の所得割と資産割、応益割の均等割と平等割があり、応能、応益、それぞれの標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額の割合を50対50によるものとする、地方税法第703条の4、第4項、同条第14項及び同条第23項に規定されており、古橋議員ご指摘の1対1というものであります。

今定例会にご提案申し上げました国保税条例の一部改正条例案において、当市の国保税1世帯当たり及び1人当たりの平均課税総額を近隣市町村並みにするという政策を持って、減税措置を行うために地方税法第703条の4第4項等の規定に従い、現行の課税総額割合が基礎課税総額で応能割64.89%、応益割35.11%、後期高齢者支援金課税総額が応能割49.80%、応益割50.20%、介護保険納付金課税総額が応能割42.10%、応益割が57.90%という状況であり、改正案で試算しますと、基礎課税総額で応能割54.99%、後期高齢者支援金課税総額が応能割51.49%、介護保険納付金課税総額が応能割44.94%ということになります。

また、国保税加入世帯の課税所得を職種別に見ますと、給与所得者が39.89%、次に年金所得者が30.0%となっており、農業、営業等による課税所得者は18.01%という実情から、当市の国保加入世帯の職種が都市化傾向にあるということ踏まえ、資産割課税分を減じていくこととし、平成20年度課税状況の3区分課税合計割合で54.80%であったものを昨22年度に49.80%に改正し、このたびのご提案は25.0%と資産割を減ずる税率でご提案をしております。

試算についてであります。平成20年度の資産割課税1世帯当たり平均額を申し上げますと、基礎額分で3万4939円、後期高齢者分で7,941円、介護納付金分で5,355円となっており、このたびの改正案で1世帯当たり平均額を試算しますと、基礎額分で1万6643円、後期高齢者分で3,541円、介護納付金分で5,355円、被保険者の方が3区分に該当する方であれば、合計2万5539円の減額となります。

次に、2番目の均等割、世帯割についてお答えします。

先ほども申し上げましたように、このたびの国保税条例の一部改正条例案は応能割、応益割を地方税法の規定に沿った割合とすべく何通りかの税率、均等、世帯平等割額をもって試算をした結果により、均等割額で6,800円、世帯平等割額で800円を引き上げるものとした。近隣市の課税状況と比較しますと、現行の均等割、世帯平等割額のみでは40代の夫婦、学生の子ども2人、計4人家族で土浦市が14万1400円、本市が14万8000円、石岡市が15万9000円、小美玉市が16万8600円となっており、このたびのかすみがうら市の改正案では、本市が合計で2万4000円引き上げとなるものの、平成20年度の応能割、課税税率、所得割の10.25%を0.75%減、資産割の54.8%を29.8%減する税額の合計額が応能・応益割額の引き上げ額を上回る世帯がほとんどという状況と推測をしております。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

国保税につきましては、私、文教厚生常任委員会の今回、座長を務めておりますので、計数的なものとなるべく触れなく、なるべく今後の方向性などにとどめたいと思う次第でございます。

ただいま川島市民部長から資産割、均等割、世帯割等についてのご説明あったわけでございますけれども、それとともに応能・応益割の50対50という指針に向けての是正をご説明いただきました。今回の上程の中でお伺いすべきところではありますけれども、私も選挙の目標として一つ掲げておりましたので、その点で伺うことをご容赦いただきたいんですけれども、今回の上程はまだ途中経過、その是正の目標に向けての途中経過である、段階的なものであるのかどうか、まず判断を下された宮嶋市長にお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

段階的か、今後さらにまた改善を進めていくのかというご質問だろうと思いますが、大分大幅な改定でございます。これで一応様子を見たいと、そういうふうを考えておまして、この後さらにこの比率を変えて応益のほうをさらに引き上げるかという、今現在それを考えているわけではありません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ただいまのご答弁ですと、どっちつかずのような形にも解釈できるんですけれども、私は宮嶋市長さんがご自身の市長選挙の中で掲げられておりました国保税の大幅値下げという、非常に耳ざわりのいい、受けのいいフレーズでありまして、私一個人としても下げただけなのであれば、本当に下げたいと思うわけですが、当市の健全な財政指数を保つためには、急激な大幅な値下げはできないということ、改めて宮嶋市長が就任されてある程度の期間がたったわけですが、当初描いていた形が難しいんだ。いやこれは今後もできるのかという、私は先ほどの

答弁ですと、非常に選挙公約に固執されていた割には、非常にぼやけた答弁だったと思うんですけれども、今後、選挙公約に固執される市長がその一つとして国保税を大幅値下げする、これはもっと堂々とおっしゃってもいいのではないかなと思うんですが、そのあたりについて市長のお考えを再度お伺いしたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

選挙公約との関係であります、近隣市町村並みへの大幅値下げということで申し上げておりました。大体今回の改正でほぼ近隣市町村並みになったかと思っております。ただ、市民の方の個別は値下げ率はばらばらでございまして、階層によって条件解消によって大きく違うわけがあります。

あとでご質問もほかの方からも出るとは思いますが、一部正直値上げになってしまったようなところもございまして。それは応能、応益の比率のバランスを改正したことによってやむを得ず生じるものではあります、それにしても近隣市町村、小美玉、石岡、さらに土浦、つくば等に比較して決して見劣りするものではないと。全体として見れば、ほぼ横並びになったかなということをおもっております、ここで一応公約は達成したかなというふうな思いであります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は資産割と固定資産税との二重課税の不公平感を解消したいということにこだわっております。目標であります。県内で既に10市町村、この近年でも資産割を廃止している。それを市長さんはどのように認識されているのか、この点をお伺いしたい。なぜこの資産割がほかの先進事例として10市町村も廃止できたのか、市長のご認識をお伺いしたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

近隣だと小美玉あたりが資産割ゼロになっておりますよね。確かにゼロのところもあるわけですが、従来のかすみがうら市が相当偏った資産割、相当高水準の資産割の率であったものでありますから、今回は、小美玉ともともとのかすみがうらとの中間程度まではいったかなと思うんですが、全体として見て小美玉と比べても、土浦、石岡と比べても、ほぼおおむねバランスすると、そういう感じでございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、なぜ10市町村が廃止することができたのか、それをお伺いしたかったんですけれども、ここで担当市民部長の川島さんに、なぜ10市町村だけは廃止にできたか、このあたりのご認識をご答弁いただければと思っております。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現実的に各資産割を廃止している市町村から意見を求めたということはありませんけれども、私なりにただいま古橋議員がおっしゃっていました10市町村という都市名からしますと、ここにある資料ですと、古河、取手、東海は別個としまして、那珂、神栖、あるいは守谷、ひたちなか、筑西、鉾田、笠間、先ほど市長が言いましたように小美玉というような中でいきますと、現実的に先ほども私、第一回目の答弁で申し上げましたように、都市化の傾向、すなわち従前ですと、国保制度そのものが農業、営業等の方が入る制度というふうにとらえられて、古く30年ころからつくられてきたわけですけれども、現在は勤めの方、あるいは給料等で社会保険に加入していない方、そういう方が現実的に入られておりますので、従前の営業等でない場合の資産割を賦課しないと税収が保てないという時代といいますか、地域性がなくなってきたところが、現実的に資産割を賦課しないというような状況であると思いますので、先ほども触れましたように、かすみがうら市もこの神立駅近くの稲吉地区あたりがかなりそういう世帯が多いということで、資産割を約半分以下にというような結果になっておりますので、将来まだまだ稲吉地区等が発展し、都市化がかなりの割合を占めてくることによって、結果的には資産割というのを徐々に減らし、あるいは将来なくなっていくのかなというふうには私の個人の意見ですけれども、考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

宮嶋市長は、市民の負担軽減というキャッチフレーズを前面に出されております。私は、そのキャッチフレーズを聞きますと、国保税の資産割、これは目標としてゼロと持つべきじゃないかなというふうに理解したいんですけども、これで公約を達成されたというふうには、私は到底認めたくないと思うんですけども、当市は市街化もあれば、無指定区域もあり、かなり同じ坪数でも差があるわけでございます。さらには市街化におきましては、相当数の団塊世代以上の先輩方がご自宅等も含めて所有なさっている、名義も早々には生前贈与されない、そういうことで市長が新聞でもお言葉として発言されております。だれしもお世話になる国民健康保険税、こういう中で非常に是正する部分、資産割をさらに是正する、この姿勢を選挙公約を果たしたということじゃなくて、さらに持つべきだと思うんですけども、そのあたり市長いかがですか、お伺いたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

資産割のさらなる低減についてであります。今、市民部長からも答弁がありましたように、当市の現状をいわゆる国保の加入世帯の現状等から見ますと、今の水準がほぼ当面はこれでもいいのかなという感じを私は持っております。しかし、傾向としては、確かに今、議員ご指摘のような趨勢にあるわけでありまして、今後もそういったところは注視しながら、審議会等のご意見

も伺いながらかじ取りをやっていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

また、均等世帯割につきましては実質税額が上がるということで、私も昨年の12月には会派等におきまして、当市の国保税を納めている年額の格差をグラフにしてお示しした経過もございます。この均等割、世帯割の税額を上げることによって、私も件数としては均等割、世帯割が上がることはこれは必至でありますということは、理解しております。

しかしながら、私としてはその均等割、世帯割額を上げる、このことをもっと市長さんには責任を持ってご負担いただくということをこの本会議上で発言いただくべきかなと思います。上程の理由においても、ほかの税率の是正については触れておりますけれども、余り均等割、世帯割を上げることの痛みについて協力を求める弁がない、私はここで再度ご質問させていただいて、市長からその弁をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議員ご指摘のとおり均等割、世帯割の部分がどうしても上がっていくわけでありますから、それはそういった対象の市民の方にはご理解をいただくと、そういうことをお願いをするしかないと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今後、景気の低迷がいつまで続くか存じませんし、何としても行政としては、この景気の回復を目指して頑張っているわけでもございまして、改めてお伺いするんですけれども、今後の国保税の税率、先ほどあらかた選挙公約としての目標を達成したとご答弁いただきましたけれども、常に時代の社会情勢は動くわけでもございまして。まだまだ景気の低迷が続くだろうというこの見通しの中で、私はまだ国保の税率についてはもっとさらに改善をすべきところ、詰めるべきところがまだ残っているかと思うんですけれども、市長、本当にこの選挙公約を果たして、これで市長の今、与えられている残りの任期の中ではこの税率改正で終わりなんですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大分厳しいご指摘でございますが、一応当座の選挙公約は果たしたと、いわゆる近隣市町村並み、近隣と差のない、実質的に近隣とそれほど差がないレベルにまではこれで落としたいと思っておりますので、選挙公約は果たしはしたと。しかし、国保制度そのものは、国保税の水準そのものについては、あるいは制度のいろいろな矛盾点等については、今後とも改善に向けて努力していく、これはもう当然のことでありまして、これであと残す任期中、全然何も手をつけないということではございません。それはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私も文教厚生委員会の立場でございますので、その先は詰め過ぎることはいささか度が過ぎますので、これにて国保の質問は終えたいと思います。

続きまして、第2点目の近隣市町村との外交利益についてお伺いします。

先ほどの市長の答弁を伺いますと、非常に簡潔な答弁だったかと思う次第なんですけれども、私とともにこの市議会、さらには新聞報道からなるかすみがうら市民の感触といたしましては、何か石岡地方斎場の件に特につきましては、特段市長は、それらに副管理者として出向いてお仕事はなさっていると思いますけれども、協議が長引く、建設等の計画も宙に浮いたままになってしまう。この時間の経過も、私は既に不利益になっていると思います。時に決断が必要かと思えます。

当市におきましても、某企業においていろいろその建設計画に加わりたいという考えの企業もあることも事実であります。そういった企業にとりましても、この石岡地方斎場の移転の話がまとまらない形は非常に企業にとって不利益であります。市民にとっても、日に日に現在の石岡地方斎場が老朽化が進む中では焼却設備等の効率性を考えれば、今どきの火葬炉のほうがはるかに効率がいいわけでございます。そういった点で不利益もあるかと思えます。そして、かすみがうら市民の思いとしても、市長が全面的に選挙公約、石岡地方斎場の見直しに固執する余りに、市民の気持ちとしても非常に消極的になってしまう方も、必ずいらっしゃると思えます。

私は、先ほどの答弁では、特段今の現状は可もなく不可もなくのようなご答弁ではございましたけれども、本当に石岡市、小美玉市さんとの外交において不利益はないというふうにお考えなんでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

特に、近隣との関係の中で石岡斎場組合の件についてであります。この点につきましては、何人かの方がこの後にご質問等あるようでありますが、今年の私、市長就任時に規模縮小の申し入れをいたしまして、3度ほど管理者会議等でお話をしましたが、今年の11月5日の管理者会議の話し合いをもって、その後、約3カ月以上もの間、1回も話し合いが正式には持たれなかったわけです。この事態に対しまして、管理者である石岡市長には、再三再四督促をしたわけですが、なかなか会議を持ってもらえないで、2月15日の斎場議会になってしまったわけですが、そういった経過の中で、やはり主張すべきは主張していくことを考えております。

現実的に、じゃそのために話し合いがなかなかつかないために工事がおくれたとか、そういうことがあるかと申しますと、それは現実的には全然そういうことにはなっておりません。工事は当初計画の予定どおりには進んではおりません。しかし、それはやはりもともと今年のことでありますが、地権者の関係で用地買収ができなかった。それによって用地買収が約半年、用地買収がおくれたという事情がまずございます。その後、遺跡調査等を今やっているわけですが、本来であれば、昨年じゅうに造成工事等も予算には入っていたんでありますが、できなかったと。

それが今から発注するということでもあります。

実際に建物の建設工事が今時点で予定されているのは9月に着工すると、そういう段取りでありますから、話し合いが長引いていることによって工事がおくれってしまったということは全然ないわけでありまして。それ以外の原因で工事がおくれましております。しかし、工事がおくれしているからといって、いたずらに話し合いの時間を長引かせるということとはよくありませんので、私は再三再四申し入れをしているのであります。

ようやく、2月15日の斎場組合の議会の前の管理者会議におきまして、それまで石岡市長は話し合う必要がないというふうなことを文書等でもよこしておったんですが、小美玉市長の話もありまして、いずれにしても話し合いをしない話が決着しないことには建設工事には、現実的には着工できないわけでありまして、やはり話し合いを急ぐべきだという点では、2月15日には一致しました。ただ、決着はついていないと、そういうのが現状でございます。

何度も申しますが、そのことによって工事がおくれたという現実的な被害と申しますか、市民への不利益にはなっていないと、こういうふうに申し上げたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の市長の答弁、認識にいささか先ほど申し上げたような偏りがあるのではないかとこのように申し上げたいと思います。

よく空気を読むという部分でもう少し選挙公約に固執する割合に比べて、非常に周りの評判、感触、こういったものにもっと敏感に耳を立てる、そういったことも私は宮嶋市長の選挙公約の一つではあったのではないかなというふうに思うんですけども、私はやはり管理者の話し合いがなかなか進まないということは、事実不利益を生んでいると思うんですけども、管理者からの提言に対して組合議会、この協議にかかるよりも、私はもっと管理者の立場として違った責任があるのではないかなと思うんですけども、私は宮嶋市長が石岡、小美玉の市長さんとの折衝の中、それが私は首長というよりは、単に3分の1の権利を主張されている、これまでの合意形成、場合によっては、組合議会の中で締結したような経過も余り尊重されておらないような答弁の印象を受けるんですけども、過去は過去なんですか。過去はもう過去のもので一切関係なく、今、宮嶋市長が副管理者となった以上は、今から将来のことしか私は尊重していないようにしか思えない。過去のこれまでの時間、もちろん予算もかけて、計画に関しても金をかけながらも費やしてきた、これは全部水に流すというお考えなのですか、この点をお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

一部事務組合の運営というのは、非常に今難しい時代に入っているかと思っております。これは一つの市の中でも同じであります。急激に社会情勢が変わってまいります。この斎場計画というのは、10年前に考えが始まったわけでありまして、その時代の考えからでは、一部縮小になった面もありますが、まだまだ見直しの余地があるということで、私は選挙のときに皆さんに申し上げてきて、その結果、市長に就任したわけでございますが、そのことも含めて、そういう経過の中

で、確かに今、議員ご指摘のとおり今まで10年近い間、一部事務組合の方々が議員さんも含めていろいろ議論を重ねてきたという経緯もあるわけでございます。

しかし、これは八ッ場ダムの問題とか霞ヶ浦の導水の問題もありますが、相当のお金をかけてしまった事業についても、今時代が違うのではないかということで見直しも入っております。これはまだ決着はついておりませんが、そういった時代が急変する中で、しかもかつては右肩上がりの中で、ある意味で行政は右肩上がりですから、どんどんいろいろなことをやっても、市民はお任せという感じだったわけでありましたが、今はそういうことが情報がどんどんみんな市民の方も関心を持ってきて、情報がどんどん表に出る時代になってまいりました。

そういう中で、市民の方もよくよく考えてみると、何だこれは無駄ではないのかなと、そういうことがやはり選挙は4年ごと、あるいはそれよりもっと短い場合もあるわけでありましたが、そういう年月の中でやはり見直しをする必要があるのではないかということで、私は申し上げております。

その点、見直しが全然だめということではありませんで、以前にも答弁したとおり、多少の見直しは小美玉、石岡と合意はしているわけです。ただ、まだ最終的な合意に至っていないと、最終的に合意しなければ事業は進みませんから、まだまだ話は続ける必要があると、こういうことで考えておまして、今後も事業自体がおくれるようなことのないように話をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は今の市長さんの話を長引かせないように努めたいという答弁に非常に期待したい。その内容につきましても、かすみがうら市民だけではなく石岡、小美玉市の市民の気持ちもあるということをご理解いただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、答弁におきましては、単なる今現時点の対話だけではなく、尊重という言葉は用いられませんでした。これまでの経過、年月、歳月も十分念頭に置いてこの無用な話し合いが長引くことを避けたいというふうに、私は理解したいと思っております。

続きまして、3点目の秩序なき合理化についてお伺いさせていただきます。

まず、先般の全員協議会におきまして平成21年度財務4表、かすみがうら市の財政状況をバランスシートとして求めた、これは総務省等の指導の形によるものだと思うんですけども、市長さんはこれまた市長選挙において三百数十億もの借金があり、非常に当市の財政は破綻寸前であり、厳しいと選挙の中でお訴えになっていたわけでございます。しかしながら、当選後、決算報告においては健全であるという報告を市長のお名前でお出された。私も含めてそのことに対して、市長の選挙公約との矛盾を指摘させていただきました。もしこのまま財政が資金ショートするというなら、その決算報告とは別に任意で報告を出していただきたい。今後の財政計画を宮嶋市長との視点で示していただきたい、私は訴えてまいりましたけれども、その選挙公約で強く訴えられていた厳しい財政状況を根拠としてお示しいただくことはありませんでした。

この先般の全協でバランスシートいただきましたけれども、これを見る限りではその市長の憂慮される、いわばこのバランスシートでいえば、債務超過のような形は全然あらわれていないわ

けでございます。普通の事業者であれば、このバランスを見る限りでは、まだまだ借入れが十分対応可能であるというふうに理解されると思います。

私は、さまざまな行財政改革に取り組んでおられますけれども、いささかこの選挙公約のあたり方には過度なところがあったのかどうか市長のご認識を、今現在、市長としての立場から見てあるのかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の財政に対する基本的な考え方ではありますが、現実的にかすみがうら市が歳入欠陥が出て、歳出分を賄えないという状態でないことは明らかであります。それは財務4表が示すとおりであります。しかし、私どもが、かすみがうら市がよって立っている地方交付税初め国の資金であります。国の例えば地方交付税についても、合併特例債のいわゆる償還金等も含めて地方交付税に算入されるわけではありますが、その算入された地方交付税、たしか47億だと思うんですが、それが実際、じゃ47億現金でいただけたかと、国から47億円振り込んでいただけたかという、現実的には振り込んでいただけていないわけです。47億のうちの約10億円は、当面国に金がないので借るかえといってくれということで10億円ぐらいは、かすみがうら市の名義で国が本来くれるべき10億円をかすみがうら市の名義で10億円借るかえたわけですね、臨時財政対策債ですよ。そういう形ということは、これはその先、その10億円がじゃことし10億円ですが、来年の分も含めて、今後絶対国が払ってくれるかといったら、今、国の状況を見ると、そういうことは期待できないのではないかと。もうそういう事態になっております。

帳じりは合わせておりますが、実態というのはもう既に10億円の歳入欠陥があるわけです。実質的には借金を許されたんで国が許さないと、国のほうは払えないわけですからどうにもならないんですね。そこで表に出たら債務不履行になってしまいますから、現実的にはそれが現実だと、帳簿の上では合っていますよ。しかし、それは借用書にサインしただけですから、それはいずれは国が払わなくてはならない。じゃ、国はそれが払える状況かというところではない。私はそういう認識で、もう徹底的な厳しい行財政改革に取り組んでいかないと、もう今の国のやっていることをそのままのみにして財政運営やっていいたらとんでもないということを、そういう認識でおります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の市長のご答弁、資金繰りについて、私は国はもっと地方交付税として出したいんだという気持ちは国としてももちろん責任は持っていると思いますし、それだけ金額を送りたいという気持ちをありがたく解釈すべきところもあるんじゃないかなというふうに思います。今の資金繰りの市長の苦勞のとらえ方をそのまま今回の上程されている予算において市内の各種団体、補助金、一方的に下げられている。資金繰りが非常に不安な形になっている。全く市長が今、苦勞した考えと同じになってしまうんじゃないんですかね。もうちょっとこちらの提示だけではなく、先方の提示の努力もいただきながら行財政改革に取り組んでいく、これこそ市長がねらうところ

ではないのでしょうか。私はいささか一方的過ぎる、市長が今先ほど、国とのやりとりの中で資金繰り苦労されている、これは矛盾しているような気がするんですけども、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

矛盾はしていないと思います。かすみがうら市が国からもらえないわけですから、10億はとりあえず市のほうの名義で、本来であれば国が振り込んでくれるお金を市の名義で借りかえておくよということでありますから、市の要するに後で国がくれるという約束なんです、それは空手形ではないかというふうに私は考えざるを得ないと。そういった厳しい状況でありますので、もちろん補助金等の交付につきましては、補助金審議会で審議をいただいているわけです。

補助金審の中で、ことしは時間もありません関係上、たまたま18の事業しか補助金審にはかかっておりません。まだ100以上150もの補助金交付団体があるわけでありますが、そのうちのごく一部につきまして補助金審で検討していただいて、特に補助金交付団体については、その団体に余裕金というか繰越金等があるかないか、そういったことを見る。さらには、その団体がその団体における給与等を適正に支払っているかどうか、少し改善の余地がないかどうか、あるいはいろいろな無駄遣い、今どき無駄遣いということはないでしょうけれども、さらなる減ができないかという観点から補助金審で審議をいただいたわけです。そのご指摘を受けて、今回予算にそういったことを反映させた予算として提案させていただいたと、こういうことでございます。ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長は、先ほど国との資金繰りの相談の中で特別臨時債というご答弁ありましたけれども、これもまさしく国の優しさでいろいろ金利的にもかなり優遇された形、それから手続的にも大分国としてサービスを受けたのではないかなと思うんですけども、いざ我が市の中の補助金を通達した先にしますよと、そういう同じような配慮があるのでしょうか。さらには、事業仕分けたる補助金審議等の中でそういった資金繰り、そこまで十分各団体の資金繰りを年度当初にこれだけまとまった金が必要だ。もし、こちらの都合でどうしても削減しなければならないというのであれば、その代替となるような提案をする、それが私は仕事だと思うんですけども、そういう点で、先ほども矛盾しているのではないですかというふうに申し上げたんです。

ですから、補助金を削減、一方的にただけではないんですか。じゃ、それを補てんする代替策をこちら行政として努力されている、こういうものはあるのでしょうか、ないのでしょうか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういう各団体における先ほども申しましたが、資金繰りの状況等も十分、補助金審のほうでは検討されたようであります。もちろんいわゆる毎年度の収支決算書、そういったものはもう十

分検討して、その中に余裕金があるかないか。ですから、もしこれがこの補助金、今年度カットの対象になった団体等がどうしてもやりくりがきかなくて、逆に負債がふえていくということになれば、負債がふえていくということはないでしょうけれども、仮にかすみがうら市が今、置かれているような新たに借用書にサインをするという、臨時財政対策債、それにサインをするというような状況になれば、これは補助金交付している団体というのは、もちろんそれなりにいろいろな市内での市民の皆さんとの協働活動、あるいは企業活動等を支えているわけでありまして、これがつぶれてしまっただけでは何にもならないわけでありまして、それは十分検討してまいりたいと。

ただ、今回の予算書の中で即この補助金削減によってその団体がつぶれてしまうと、そういうようなことをやった覚えは全然ありませんので、万が一そういう窮屈な状態になれば、今年度は多分それでしのげるのではないかと思います。借り入れ等発生した場合は翌年度に対応するとか、補正で対応するとか、そういったことは当然していかなくてはならないと、行政としてそれは当然のことであると、そういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の市長の答弁からすると、非常に削減率が大き過ぎるのではないかというふうに思う次第なんですけれども、私は通告で担当部長にはお伺いしていないわけですし、秩序なき合理化という点でご答弁いただければと思うんですが、事業仕分けをなさった審議会の担当事務局の部長さんに、この削減する補助金の相手先は4月、5月、その削減した形で運営に支障を来すのか来さないのか、そのあたりご答弁をいただきたいんですけれども。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの補助金等審議会での審議経過等を踏まえてのご質問でございます。この審議会での当指針の一部につきましては、先般、議員の皆様方にご報告を申し上げたところでございます。そういう中で、今般は124事業の中で18事業について補助金等審議会でも審議をしていただきました。ただ、審議会での答申内容につきましては、個々について補助金の金額については具体的には触れておりません。あくまでも継続、見直し、改善、あるいは内容によっては減額も可能ではないかと、そういう答申内容でございます。それを踏まえまして市長等の判断の中で、今回数字的な内容が示されたところでございます。

ただいまの今回の補助金の削減によって団体の運営に影響があるのではないかというような、その辺の判断をというようなご質問でございますが、私の立場でほかの団体の財務状況、運営方針等について、具体的に触れるのをちょっと避けたいと思います。

そういう中で、繰り返しになりますが、補助金審議会についても22年度、ある面では暫定的な対応でございます。23年度さらに抜本的な補助金制度のあり方について見直し、検討をしていこうというふうなことで審議会の中でもいろいろなご意見が出ておりますので、私としましては、補助金のあり方についてさらに時代の変化、市民のニーズに沿った新しい補助金体制ができれば、そういうことで今、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、今の担当部長の答弁からすると、各論として資金繰りについて踏み込んだ精査はないのかなというふうに理解するところなんですけれども、私は今回もう上程されていますから、この定例会の時間の限られた中で、ぜひ市長には無用な時間を極力かけない形で話し合いを持って、対話を持っていい形を生み出す努力をしていただきたい。

また、もう一点、これはお伺いしますが、いささか施政方針寄りの内容になってしまうので、私の通告した内容にフォーカスがややずれるんですけれども、今回、上程されました各種予算、トータル額も含めてです。私は行財政改革の御旗を掲げた割には、ほぼ例年並みの予算である。借金を減らそうという形も特段、施政方針の中ではない。私は、いろいろそういう行財政改革の中で補助金の見直しを事業仕分け等でやったということなんですけれども、そのやった形が市長の選挙のときに掲げられていたものとリンクしていないというふうに思うんですけれども、この点については施政方針の中でご答弁いただくことかと思いますので、簡潔にご答弁少しいただければと思うんですが、お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

事務事業、さらには補助金等につきましては、議会の各委員会等もあります。この場で余り具体的なことに触れても仕方がないと思いますので、各委員会等におきまして持てる資料は全部、補助金審議会等でももう資料は全部出しておきまして、そういった資料を十分ご検討いただいて、例えば補助金についてはその団体に余裕金があるかないか、きちんと定員管理をしているか、そういったことも含めて見ていただけたらご納得、ご理解がいただけるのではないかと考えておりますので、その節はよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は市長が唱えられる聖域なき行財政改革ということが、結果として非常にこの定例会で負担を増している。私はもうちょっと段階的に踏み込むステップを大きくまたぎ過ぎているのではないかなというふうに感じる次第でございます。そのためにも、議会はこの定例会の中だけが仕事ではございませんので、予算書を組む前にもいろいろ議決する我々とも事業仕分けの審議会だけではなく、相談することが非常に効率がいいものであろうというふうに思う次第でございます。

ぜひここまで来ておりますから、何とか私としても、市民の皆様には不安を与えないような23年度予算になるように努めたいと思ひますので、ぜひ宮嶋市長からも私のみならず20人の議員に対して歩み寄りの姿勢を出していただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終えたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時36分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

私は住民代表の一人として、平成23年第1回定例会の一般質問を行います。

さきの市議会議員選挙で3たび選出され、再び一般質問をする機会を与えてくださった市民の皆さんにこの場をかりて厚く御礼を申し上げます。

期待されて誕生した民主党政権は、国民への公約を次々と破り、自民政権以上の悪政を押し進めており、国民の暮らしは一層深刻になっております。だからこそ、市民の命と暮らしを守るという市政の果たす役割は大変大きくなっております。私は、暮らしも雇用も子育ても安心のかすみがうら市にと、高い水道料金や国保・介護保険料の引き下げ、中学卒業までの医療費の無料化など暮らし・子育て応援の市政を目指すことを訴えました。これからも選挙戦で訴えた公約実現へ全力で頑張ります。今回はその立場から一般質問をいたします。

1、入札制度の改革で談合入札を根絶し、適正な価格での公共事業の発注について。

公共事業における入札制度は、より費用のかからない業者に公共事業を任せるという制度であります。談合入札はその目的に反した犯罪行為であり、直接の犠牲者は発注者である自治体であります。究極的には納税者である市民ということになるわけであります。

そこで質問です。新年度に向けた入札制度の改善策について、指名競争入札をやめ、500万未満の建設工事も一般競争入札としたのか、市長の答弁を求めます。

2つ目、私は談合入札をなくす手だての一つに希望価格、この事前公表をやめることを一貫して強調してまいりました。市長は、前回現実的ではないとして、今後も検討課題とさせていただきたいと答弁しましたが、その考えはないか、平成22年度2月末までの入札結果について、その報告と市長の見解を改めてお伺いをいたします。

3つ目、前議会で通常の道路改良や舗装、修繕工事まで最低制限価格を設けないこと、一方、建設労働者の賃金へのしわ寄せを防ぐ担保として、公契約条例を制定することを提案をいたしました。検討結果は出たのでしょうか、お伺いをいたします。

2番目、小規模工事契約希望者登録制度及び住宅リフォーム助成制度の導入による地元中小業者の仕事おこしの施策についてであります。

小規模工事契約希望者登録制度は、自治体が発注する土木、建築、電気、内装仕上げ、板金、塗装、ガラス、造園など多岐にわたる小規模工事に今まで指名競争入札の参加資格登録をしていなかった人も登録できる制度で、中小業者の仕事確保や地域おこしに喜ばれております。当市で

は、来年度導入することとなったのか、お伺いをいたします。

また、私は景気が低迷する中、住宅リフォームを市内の業者に発注すると補助が受けられる住宅リフォーム助成制度の創設を求めてまいりました。前回、市長及び担当部長からの前向きな答弁をいただきましたが、地元商工業者との協議及びその検討結果について伺います。

3つ目、生活排水対策における公共下水道事業の全面的見直しについて。

新年度予算案では、継続事業として加茂地区の特定環境保全公共下水道区域内の施設整備を行うとしております。これが対象戸数すべてが加入することが担保されているのかお伺いをいたします。また、費用対効果に基づく公共下水道の全面的な見直しは行わないのか、お伺いをいたします。事業認可区域であっても、見直しすべきだと考えます。

公共下水道布設済みの地域の加入促進の具体策について、これは何回となく質問をしてまいりました。前回土木部長は臨時職員を雇用し、推進活動の強化を図ると答弁していますが、加入は進んでいるのでしょうか。また、年次目標はできたのかお伺いをいたします。

多額な建設費を投入している特環公共下水道事業における加茂工業団地内の企業の加入についてであります。加入調査の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

4つ目、国民健康保険加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げについてであります。

市長が選挙で掲げた公約の一つとして、国保税の引き下げがあります。しかし、来年度の国保税の改正を見ると、世帯の国保加入者数に応じて計算される均等割を医療分で22%、後期高齢者支援分で11%、介護保険分で25%と大幅に引き上げた結果、所得が少なく、固定資産税が賦課されていない世帯、また加入者数が多い世帯にとっては引き上げとなります。引き下げられる世帯数と引き上げになる世帯数の割合はどのようになっているのか。また、その税額の平均はどれくらいなのか、引き上げとなる世帯にとっては公約違反となりますが、市長の答弁を求めます。来年度に向けた減免基準要綱の作成について、その検討結果の報告を求めます。

滞納者本人にも通知しないで、預金口座の差し押さえなど強引な手法による市当局の滞納徴収対策について、市民から痛切な苦情が寄せられております。納税相談に来ないからとして切り捨てるのではなく、加入者の生活事情を聞くという立場で直接出向き、相談に応じるべきではないでしょうか、市長の答弁を求めます。

5つ目、介護保険特別会計の黒字分を保険料の引き下げに回すことについてであります。

市は、昨年、65歳以上の1号被保険者の第4期平成21年から23年度の保険料を引き上げましたが、平成21年度介護保険特別会計の決算では1億720万円の黒字を出しております。当市の介護保険利用見込みと現実の利用状況の乖離についてお伺いをいたします。

平成21年度予算において保険給付費を23億5800万円としましたが、決算では20億7200万円で、差額が2億8600万円、予算対比87.9%であります。当初見込みと実態が違った内容の具体的な説明を求めます。さらに、平成22年度の利用状況、現段階での実態についてお伺いをいたします。

介護保険料の引き下げについてお伺いをいたします。

来年度は、第5期介護保険事業計画の見直しが行われます。厚労省言いなりではなく、市の介護実情、実態を踏まえた上で保険料の引き下げに努力すべきではないでしょうか、市長の答弁を求めます。

介護保険料や利用料で市町村独自の減免措置を実施している自治体はどれだけあるのでしょうか

か。その内容の特徴も含め報告を求めます。当市でも、市独自の減免制度を設けることについて考えていないかお伺いをいたします。

6つ目、向原土地地区画整理組合への税金投入問題についてであります。

前回、市長は今でもバブルの産物として大分税金を投入していると述べ、最終的に市のさらなる税金の投入、負担もやむを得ないと答弁しておりますが、とんでもありません。これこそ税金の無駄遣いであります。再考を求めて以下質問をいたします。

第1、向原土地地区画整理組合事業は公共性が担保されない一民間の宅地開発事業であり、地権者14人の個人資産形成が実態であります。市長は、設立の状況等やこれまでの市のかかわりを考えると、組合員への損失振り分けは無理だと述べておりますが、税金投入の正当性、その根拠について答弁を求めます。

2つ目、来年度予算案にこの組合事業にかかわる債務負担行為損失補償を平成25年度まで延長するとなっております。保留地販売が遅々として進まない要因は一体何でしょうか。その責任の所在はどこにあるのでしょうか、答弁を求めます。

7つ目、基本水量の見直しで水道料金の引き下げについてお伺いをいたします。

他県から引っ越してきた方や基本水量10立方以下の使用の世帯からは、高い水道料金に苦情が殺到しております。先月3日、市長に水道料金引き下げの要望書を333名現在その筆であります。提出いたしました。当市の水道料金は県下では13番目に高くなっております。土浦市並みに基本料を450円にして、1立方ごとで使用した分だけ支払う従量料金制度にすることができないか、答弁を求めます。

県中央広域水道の実施協定の見直しと無駄な水開発事業中止要請についてお伺いをいたします。

茨城県企業局から購入している水で、一番高いのが県中央広域水道の料金であります。現在、実施協定の水量は1日当たり6,700立方であります。現在の契約水量、いわゆる購入水は1,400立方となっており、霞ヶ浦地区では水道水の約8割が地下水であります。前回市長が出島村長時代に実施協定を2,500立方追加していたことがわかりました。見通しが甘かったと、市長は答弁いたしました。茨城県も当時の水マスタープランでの県の人口予測を2000年までに420万人と想定し、水開発事業を推進してきました。しかし、今や県の人口は296万人であります。過大な水開発事業はやめる決断をするときであります。市長も現実を直視し、実施協定の見直しと無駄な水開発事業である霞ヶ浦の水質浄化には全く役に立たない霞ヶ浦導水事業をやめるよう要請すべきではないでしょうか、答弁を求めます。

8、石岡地方斎場移転の計画の見直しについてであります。

私は、平成15年1月に議員となって以来、一部事務組合である石岡地方斎場組合の議員に選任され、8年間斎場組合議員として常に発言し、特に新斎場建設については問題点を指摘、移転建設ではなく、現斎場での改築を求めてまいりました。しかし、石岡市長である組合管理者は再考することなく、石岡市染谷中島山へ移転建設を強行し、組合議会もこれに同意をいたしました。今回の斎場移転建設は、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法第2条14号に違反する行為であり、私は反対の立場であります。

そこで質問であります。市長の公約である石岡地方斎場移転建設の見直しについて、現段階の報告を求めます。市長が主張する見直し項目の根拠について説明を求めます。

建設負担金について、私は合併特例債を用いることに問題があるとして反対をしてきましたが、市長の見解を求めます。組合管理者が副管理者である宮嶋市長の見直し要請に応じず強行策をとった場合、対抗措置を考えているのか、お伺いをいたします。

9番目、未来につながる子育ての支援の充実についてであります。

私は子育て支援は待ったなしとして安心して働き、子育てできる環境づくりを訴えてまいりました。今、格差と貧困が広がる中、学校教育現場も大変です。子どもたちの学ぶ力をどう育て、社会人として成長していける学びの環境づくりも大きな課題だと考えます。

中学校卒業までの医療費無料化拡充策について実現に向けた対策はどうなっているのか、お伺いをいたします。子どもたちに行き届いた教育を保障する具体的な手だてについて、教育長の答弁を求めます。学校関係者から学校給食費無料化の要望が強いと、昨年9月定例議会でただした経過がありますが、その後の検討結果について、市長の見解を求めます。

以上で第1回の質問とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時27分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目の入札制度の改革で談合入札を根絶し、適正な価格での公共事業の発注につきましてお答えいたします。

入札制度につきましては、入札制度検討委員会等でよりよい制度に向けた協議を実施し、今回2月1日から新しい入札制度を取り入れたところであります。一般競争入札の拡充につきましては、制度改正後間もないところでありますので、今後の課題として慎重に協議をしてみたいと考えております。

そして、平均落札率のお尋ねでございますが、対前年比較で申しますと、今年度平均落札率はマイナス1.87%の結果が現時点でのデータでございます。詳細につきましては、総務部長より答弁を申し上げます。

2点目の小規模工事契約希望者登録制度及び住宅リフォーム助成制度の導入による地元中小業者の仕事おこしの施策につきましては、総務部長、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の生活排水対策における公共下水道事業の全面的見直しにつきましては、土木部長から

の答弁とさせていただきます。

4点目の国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げにつきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目1番の本市の介護保険利用見込みと現実の利用状況等の乖離につきましてお答えいたします。

介護保険における認定者数については、第4期事業計画において見込んだ人数と現在の人数はそれほどの乖離は見られない状況であります。

なお、平成21年度における介護サービス給付費については、要支援、要介護で認定された方の中で、在宅で介護サービスの利用を受ける方が多いため、推計よりも給付費の伸びが抑えられたと思われま。平成22年度の状況につきましては、21年度と比較して給付費の伸びが大きく、事業計画の推計値に近い数値になってきております。

5点目2番の介護保険料の引き下げにつきましてお答えいたします。

23年度は第5期介護保険事業計画の見直しを行うこととなっておりますので、介護サービスの実績等を勘案し、検討を行いたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の向原土地地区画整理組合への税金投入問題につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

7点目の基本水量の見直しで水道料金の引き下げにつきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

8点目、石岡地方斎場移転計画の見直しにつきましてお答えいたします。

市民生活や行政を取り巻く環境は年々厳しさを増しているところから、一部事務組合においても歳出削減などの改革が必要と考え、ご承知のように昨年8月、石岡地方斎場移転建設事業の見直しの申し入れをいたしました。その後、若干の歩み寄りがあったものの、まだ合意に達していないため、引き続き正副管理者会議においての合意形成に向けて協議を続けてまいりたいと思っております。

私から斎場組合の提案は3つになります。

1つ目は、斎場部分を削減し、事業の縮小を図るものです。告别式を行ういわゆる葬斎場につきましては、民間に立派な斎場が建設されており、石岡市に6カ所、小美玉市に5カ所、かすみがうら市に5カ所あります。現状として不便を来していることはないと考えており、民間の斎場を利用することは民間活力を推進することになり、国のほうでも閣議決定で平成12年行政改革大綱において民間と競合する公的施設の改革、公的施設の建設については、なるべく建てないようということが求められているところです。

2つ目は、火葬炉計画の縮小を提言しております。当初計画の火葬炉8基から設置数6基と予備スペース2カ所の案も出されておりますが、現在の斎場が火葬炉4基で運営していることや全国的に考えると、人口15万人から20万人規模の火葬場における火葬炉は平均で5基であるところから、プラス1基の6基と考えております。

なお、当一部事務組合の人口規模は16万余でございます。

3つ目は、斎場を削減することによる駐車場などの規模縮小です。

計画に盛り込まれた約300台の駐車場について、斎場を縮減することで大幅に縮小することが可能になり、さらに建物についても式場スペースや控室などが削減できることから、余分な経費を抑えることができるものと考えております。もし駐車場をどうしても300台ということであれば、民間斎場用の土地を確保して民間に貸しつけると、そういったことも考えられるのではないかと考えております。

石岡地方斎場の建設につきましては、公益事業として計画されているものの多額の費用を要することから、本市の主要事業の一つとして、将来的な財政の見通しを踏まえながら検討を重ねてきたものです。このため新市建設計画の見直しを行うなどの手続を経て、合併特例債事業として実施するものです。広域による斎場事業につきましては、昭和50年から一部事務組合を設立し、共同事業として進めてきたものです。これまでの経過や地域性、さらには市民生活に及ぼす影響などを見た場合には、今後とも必要な事業であると考えているところです。

なお、管理者側が強行策をとられた場合というお尋ねもございました。その対応でございますが、あくまでも3市協調のもとに進めて初めて実施できる事業でありますので、強行策等はないものと考えております。これらの改善提案がご理解いただけるよう協議をお願いして、今後とも努力をしてみたいと考えております。

6点目の未来につながる子育て支援の充実につきましてお答えいたします。

中学生以下の医療費の無料化への取り組みでございますが、厳しい経済情勢の中で安心して子どもを産み、そしてかすみがうら市の未来を担う子どもたちを安心して育てられる環境を整備することは最も重要なことであると思っております。市単独の子育て支援策として、中学3年生まで対象者を拡大することにつきましては、24年度からの実施を目標に今年度23年度中に関係法を整備する、そして準備を整える考えでおりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

9点目、2番の行き届いた教育を保障することにつきましては教育長より、3番目の市独自の学校給食費の無料化につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員のご質問、9点目2番、子どもたちに行き届いた教育を保障することにつきましてお答えいたします。

今、学校教育におきましては子どもたちに生きる力をはぐくむことが求められております。既にご承知のことと存じますが、生きる力といいますのは、確かな学力、豊かな人間性、そして健康、体力のいわゆる知・徳・体のバランスのとれた総合力であります。この力をどの子どもにもはぐくみ、自分の目標に向かってしっかりと生活ができるようにしてやりたい、そう願っております。そのためにも、一人一人の子どもたちに行き届いた教育をすることは最も大切なことと思っております。子ども一人一人を大切に、個性や能力を伸ばさせるためには、子どもを取り巻く環境の整備が重要であると思っております。

とりわけ学校教育におきましては、毎日毎日子どもたちと接し、指導に当たっている教職員の指導力を今以上に向上させること、そして教育活動を支えるその他の人的環境、物的環境を充実させることが大切と考えます。それが行き届いた教育につながるものと考えております。教職員の指導力向上につきましては、指導主事による学校訪問や教育委員会主催の各種研修を通しての直接的な助言、指導を進めることによりまして、わかりやすい授業の進め方や生徒指導のあり方、よりよい人間関係をはぐくむ学級経営のあり方など、教員としての資質や指導力の向上を図っております。

その他の人的環境の充実につきましては、市の独自の事業を進めるばかりではなく県の委託事業を積極的に活用して、個に応じたきめ細かな指導ができるようにしております。具体的には市独自の事業として学校介助員、図書館司書、ICT支援員、教育活動支援員、教育相談員などを配置しております。また県の事業では、少人数指導や個別指導を一層推進するために少人数教育充実プラン推進事業というのがございますが、それによる加配教員——これは定員プラス何人かの教員を多く配置するという事業であります、を配置しているほか理科支援員配置事業、スクールカウンセラー配置事業、茨城学力向上サポートプラン事業などを行っております。

物的環境の充実につきましては、平成21年度に電子黒板や教育用コンピューター、デジタルテレビの整備を進め、ICTを活用した教育活動が展開できるようにいたしました。また、校舎耐震化工事を計画的に進めているほか、志筑小学校の移転整備事業、下稲吉小学校の施設整備設計も進めるなど、安全・安心が保障されたよりよい教育施設づくりに努めているところでございます。今後もこれらの施策を進め、よりよい教育環境の中で、子どもたち一人一人に教職員が寄り添い、個々の個性や能力の伸長を図る教育活動を展開し、生きる力をはぐくんでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の1点目でございます。入札制度改革の中で①番、新年度に向けた入札制度の改善策についてでございますが、これまでも入札監視委員会から入札率が高どまりであるというふうな提言をいただいております。そういうことを踏まえまして、今回入札制度検討委員会においてこれらを協議いたしまして、希望価格に乗じる率につきましては、これまで98%から95%でございましたが、98%から90%ということに変更をしております。2月1日から適用をしているところでございます。また、500万円未満の一般競争入札の導入につきましては、市長からお答えしたとおりでございます。今後、協議をしていきたいと考えております。

次に、②でございます。

希望価格の事前公表をやめるとのご指摘をいただいております。今回も制度の一部改正をいたしているところでございます。まだ、結果も出ていないということもございまして、当面は現在の方法での入札参加状況、さらには落札状況を確認していきたいと考えております。

なお、平成22年度2月末までの入札結果につきましては、資料を配付をしているところでござ

いますが、平均応札率が92.11%でございます。2月1日に改正後4件の入札がございまして、その平均落札率につきましては90.56%となっております。

次に、③の最低制限価格の設定と公契約条例の制定についてでございますが、これまでも何回か議員からのご指摘等をいただいております。国・県、さらには隣接市町村の状況を注視してまいりたいというふうにお答えをしているところでございます。全国の中では野田市と川崎市が条例の制定をしたという情報を得ております。しかし、県内の周辺市町村についても、まだ動きがないということから、公契約の条例制定につきましては、現在のところ実施する予定はございません。

続きまして、2点目の小規模工事等契約希望者登録制度につきましては、前回の議会でもご質問をいただいていると思います。入札制度検討委員会におきまして、現在協議を行っておりますが、平成23年度中の導入に向けまして市の中の要綱等の検討、整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

2点目、住宅リフォームの助成制度の導入によります地元中小業者の仕事おこしの施策につきましてお答え申し上げます。

平成23年度の新規事業といたしまして、住宅リフォーム資金に対する補助金の交付を予定してございます。

この制度は市内施工業者を支援することを目的といたしておりまして、市内の施工業者による住宅の修繕、改修等を行う方に対し補助金を交付するものでございます。補助制度の概要としましては、リフォームに要する経費に対し補助率10%で、上限を10万といたしてございます。予算規模は500万円としてございますので、この補助制度による波及効果は少なくとも5000万円を超えるものと試算してございます。

ご質問にあります施工業者との協議でございますが、去る1月に商工会に所属いたしております施工組合に対しまして補助制度の案を示し、検討いただいたところでございます。組合側からは、住宅リフォームに対する潜在的な需要を喚起することができ、これによる経済効果に大いに期待したいとのことをご理解をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんの3点目のご質問、1番の新年度に向け費用対効果に基づく公共下水道の全面的な見直しにつきましては、さきの定例会でもご答弁申し上げましたとおり、現在までに取得している事業認可区域における進捗率は90%台であることから、一応の成果があったものと考え、認

可区域内の整備は継続するものの、認可区域外のエリアについては合併浄化槽の整備を進めているところであります。

ご質問にありました加茂地区の対象戸数が加入することが担保されているかにつきましては、現在55戸の皆さんから加入申請書及び受益者申告書をもとに21年度から加入分担金を納入いただいておりますので、加入いただけると考えております。また、供用開始後3年以内に接続をしていただければ、接続支援補助金の交付の対象となりますので、早期の接続を推進してまいりたいと考えております。

次に、2番の公共下水道布設済み地域の加入促進の具体策の年次目標についてお答えをいたします。

さきの定例会で同様に答弁をしましてとおり、21年度末の下水道整備区域内の加入率は農業集落排水も含めまして88%でございます。現在、加入率向上に向け緊急雇用創出事業を活用し、臨時職員を2名雇いまして推進活動を実施するところであり、2月末現在までに牛渡地区、または加茂地区等を初め525戸の戸別訪問を実施をし、現在の汚水処理の状況、未接続の理由、水洗化の見込み等を調査するとともに、加入の促進を図っているところであります。

この中で、加入したいと考えている家庭が20戸ございました。そのうち9戸の方が23年度中に接続をしたいというお話もございました。そういったところから、若干の加入率の向上が見込めると考えております。また、今後は導入予定の住宅リフォーム制度を活用しながら、加入促進を図り、年次的に各地区の加入率向上を図ってまいりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、3番の特環公共下水道における加茂工業団地内企業の加入についてのご質問にお答えをいたします。

さきの定例会でもお答えをしましてとおり、以前にアンケート調査を実施をした結果、42社に対し32社から回答をいただき、そのうち22社が下水道整備を希望し、使用中の施設で対応するという企業が4社、接続意思がないという企業が1社との回答を得ておるところでございます。今後の調査では、下水道事業の制度や具体的内容を各企業にご説明を行い、改めてアンケートを含めた調査等を実施したいと考えております。

なお、内加茂地区の整備が24年度で終了することから今後の整備計画については、国の交付金制度の状況や費用対効果を含めなるべく協議等を実施するなど検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、6点目の向原土地区画整理組合への税金投入問題についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、向原土地区画整理組合事業は公共性が担保されていない一民間の宅地開発事業であり、さらなる税金投入の根拠についてでございますが、前回の定例会でもお答えをしましてのように、当事業につきましては組合施行の区画整理事業でございますが、土地区画整理事業の目的が健全な市街地の造成を図り、公共の福祉の増進に資することとありますので、組合施行であっても、公共性や公益性の高いものと考えておるところでございます。さらなる税金投入の根拠につきましては、現時点での組合の資金計画上では不足金は生じないため、債務負担行為における損失補償は考えておりませんが、前回市長がご答弁申し上げましたように、組合解散時には組合員の賦課金等が原則ですが、すべて補うことも組合員の負担も大きいことから、設立の状況や公共性を考

慮しますと、負担軽減のために市からの税金投入の可能性もあると考えております。

次に、2番の債務負担行為の延長についてでございますが、事業認可期間が22年度末までで保留地の残区画数が多いことから、本年1月に開催をされました組合総会において3年間事業実施期間を延長する内容で議決をされております。これを受け茨城県知事へ変更認可申請をし、2月14日付で認可になりましたので、債務負担行為につきましても延長することを考えております。今後も解散時に組合員への負担が少しでも軽減されるよう、組合に対して保留地早期販売に向けた指導、助言を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いを申し上げます。以上です。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問中、4点目1番、平成23年度に向けた国保税の値下げについて、その結果を問うにつきましてお答え申し上げます。

税率改正の目的としては、近隣市と同程度の負担とすること、応能割、応益割の負担割合の是正、中間所得者層の負担軽減を目標とし税率の見直しを行ったものであります。現在の状況から推計すると、資産割が含まれなく所得割も低い軽減世帯が1,200世帯程度ありますので、これらの世帯は平成20年度と比較しますと引き下げになるものの、平成22年度本年度と比較しますと引き上げになると考えます。

例えば、増額となる金額は夫婦とも65歳以上の2人世帯で、年金収入が夫150万円、妻70万円、資産割なしの世帯で、平成20年、21年は6割軽減、22年度からは7割軽減が適用されることにより、20年が3万600円、22年は2万2900円、23年見込み額は2万6100円となり、3,200円、22年度より引き上げとなるものの、平成20年度に比べ4,500円の減額であります。限度額を4万円引き上げ、最高77万円とすることをあわせてお願いしている中で、応能割の割合を50%に近づけ、軽減対象世帯に比べて中間所得者層の税負担が重くなっている状況を改善することが公平な医療受給に対して公平な税負担を求めることとなることを考えたためのものであります。

23年度は給付費の増加が見込まれる中で、医療費の支払い等に充てるため4億4954万9000円を一般会計から繰り入れ、税負担を近隣市並みに引き下げることができたと考えております。

次に、2番目、減免要綱の作成について、その結果等につきましてお答えいたします。

減免要綱につきましては、前回もご答弁いたしました。区分に応じた減免割合を乗じて得られる額を賦課額とするなどを検討しております。その他災害により、その財産に著しい被害を受けた場合などを考えております。現在、4月から施行するために既に施行をしている他市を参考に内容を調整しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3番目の滞納徴収対策の問題点についてでございますが、税の徴収率向上を図るため、インターネット公売や不動産公売など新たな取り組みや、納税の利便性の確保等に取り組んでいるところであります。また一方では、納税の公平性の確保が大変重要なことと考えております。そのような中で、納税は自主納税が原則であることから、滞納者への納税については督促状の発送や電話による催告と、年2回送付しております催告書には滞納額や納付のない場合、財産の差し

押さえがあることを周知しているところであります。

このような取り組みにより、滞納者が納税相談により計画的に納付できるよう取り組んでいるところですが、連絡の一切ない滞納者については、地方税法第18条の規定による地方税の消滅時効、いわゆる税の徴収権は法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅することを防ぐ意味合いからも預金等の差し押さえを行っております。

差し押さえられたことにより納税相談に応じる滞納者もあり、生活の維持や事業の内容等個々の実情により分納等の誓約をとり、徴収に当たっておりますが、差し押さえにつきましては、差し押さえた預金が口座から引き落とせない状況であり、さきに述べましたが、個々の事情を納税相談により把握し、対応をしております。

このように一連の事務により対処しておりますが、財産の差し押さえとなると、強引に感じる滞納者の感覚もあるかもしれませんが、順を追っての事務ですので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

5点目の介護保険特別会計の黒字分を保険料の引き下げに回すことについての質問にお答えいたします。

1番目の介護保険の利用状況につきましては、1月末現在、総人口4万3983名、計画人口においては4万3538名でした。そのうち65歳以上の第1号被保険者が9,841名、高齢化率22.37%、計画においては1万65名、23.1%になっております。このうちの13.8%の1,364名、計画では1,365名、第2号被保険者のうち56名、計画では55名、合わせた1,420名、計画でも同じく1,420名になりますが、合計1,420名が介護認定を受けております。内容としましては、居宅介護サービス受給者数770名、地域密着型サービス受給者数157名、施設介護サービス受給者数308名となっております。地域密着型サービスが増加傾向にある状況でございます。サービス給付費の今年度決算見込み額につきましては21億3000万円であり、事業計画が3億690万円ということから、計画の92.3%になってございます。

次に、2番目の介護保険料の引き下げにつきましては、先ほど市長からも答弁がありましたように、23年度に24年度からの3カ年にわたる第5期介護保険事業計画の中での事業見直しを行う予定でございます。その中で介護サービス利用状況などを勘案しながら、適正な保険料を設定してまいりたいと考えております。

次に、3番目の減免制度につきましては、介護保険条例の中で災害などにより住宅家財などが著しい損害を受けたとき、世帯主の収入が失業等により著しく減少したときなどに保険料の減免を受けることができるよう措置されております。市町村独自の減免制度についての質問でございますが、県内では保険料の減免制度が14市町村ございます。近隣では土浦市は実施しておりませんが、石岡市では本年度4件適用されたとのことでございます。利用料につきましては、16市町

村実施しております。内容については介護対象サービス、さらには対象者、減免率等、市町村それぞれ少しずつ違うような状況のようです。詳細については、まだ整理してございませんので、ご承知願いたいと思います。

本市においても、居宅介護サービス利用者の助成事業としまして、低所得者に対しまして介護サービスの利用費の4分の1の助成を行っており、低所得者に対しての支援も行っているところでございます。ご理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

7点目の基本水量の見直しで、水道料金の引き下げにつきましてお答えをいたします。

1番の土浦市並みに1立方メートルを基本料金にして、使用した分だけ支払う従量料金制度にすることにつきまして、仮に土浦市並みに料金を引き下げた場合で試算いたしますと、年間約7000万円の減収となります。ちなみに、今定例会に提案させていただきました平成23年度予算の収益的収入は前年度より4000万円を超える減収予算計上となりました。これに伴いまして、厳しい事業運営となる状況に置かれます。

特に、水道事業に関しましては、経営の健全・安定化が図られてこそ安価で安全・安心な水を安定的に供給することが可能となります。

なお、このたびご要望をいただいております料金に関しまして、基本水量を土浦市並みに見直した場合、より大幅な減収となり経営に与える影響を勘案いたしますと、料金改定は大変難しい状況にあることをご理解いただきたいと思います。

次に、7点目、2番、県中央広域水道の実施協定見直しと、無駄な水開発事業中止要請につきまして、お答えをいたします。

最初に、県中央広域水道用水事業の協定見直しにつきましてお答えをいたします。

この協定水量につきましては、現在日量6,700立方メートル、購入契約は日量1,400立方メートル、この内容につきましては、議員ご質問の中で述べているとおりでございます。現在の購入契約につきまして、この契約が平成24年度までとなっておりますので、契約更改までには県と協議を行いたいというふうに考えております。また、県中央広域水道料金の値下げ要望につきまして昨年10月に実施をいたしました。県からの回答は値下げには至らず、現行どおりの料金であったため、再度構成事業所全体で値下げ要望を県に提出することで意見が一致をしております。

次に、水開発事業中止要請についての質問にお答えをいたします。

今回と同様な質問を平成22年第3回定例会でお受けいたしました。改めましてお答えを申し上げますと、本市の水道にかかわる国の事業といたしましては、霞ヶ浦導水事業及び八ッ場ダム建設の2事業がございます。この2事業とも、国における検証はまだ終了はしていません。

なお、県においては推進の立場でございます。また、今定例会にこの件に関する請願書が提出されましたので、委員会での審議、さらには採決結果も踏まえた対応も必要と考えます。特に、将来にわたって水道料金に及ぼす影響は考慮すべきこととございますが、水源の確保も重要と考

えております。十分見きわめる必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

9点目、3番、市独自の給食費の無料化につきましてお答えをいたします。

学校給食の運営にかかわる費用の負担につきましては、学校給食法第11条により設置者と保護者の負担とするものが明記されております。設置者は施設、設備、運営にかかわる費用などを負担し、これ以外を保護者が負担するとされています。本市におきましても、学校給食法に準じ保護者負担として、給食費を納入いただいている状況でございます。無料化につきましては、現在の給食費から試算をしますと、1年間に約1億7000万円が必要となります。恒久的に一般財源から負担をするということになると、非常に厳しい費用でございます。現在、国においては子ども手当から給食費の差し引き等の論議がされております。給食費の未納問題等もございしますので、これらの動向を踏まえながら、今後の対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

まず、入札制度の問題では、2番目に前回市長が事前公表の問題について現実的でない、今後も検討させていただきたいというふうに言っているわけなんですよ。それで、市長の見解を改めて伺いますと言ったわけですから、これについては市長が答えるべきだというふうに思いますが、市長、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

入札制度であります、2月1日から多少見直しをしております。先ほど総務部長からも答弁あったとおり、くじ引きは変わらないんでありますが、くじの対象のいわゆる予定価格の率であります、従来98%から95%の範囲でくじを引いておりましたが、98から90%の範囲でくじを引くように改善をいたし……、改善というか予定価格の範囲を広げたわけでございます。その結果、2月に1回入札があったわけですが、多少落札率が落ちたという経緯がございます。さらに、500万円未満の一般競争入札の導入につきましては、今、検討委員会で検討を続けておりまして、これも実施する方向で検討してくれるようには委員会のほうには指示をしております。もうしばらく時間をおかりいたしたいと思っております。

それと希望価格の事前公表であります、これはやはりなかなか難しい問題で、事前に公表をやめますと、いわゆるボーリングという行為が業者さんから役所の担当者のほうに来るのではないかと懸念が従来から言われておまして、そういったことを考えますと、もう少し検討を加えざるを得ないと、そういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

現実的でないというのは、今言ったボーリングといっても、皆さんわからないと思うんですよ。予定価格、公表価格、これを業者が担当課に聞きに行く、それは自分が今度の入札で、私が落としますよということのために聞きに行くんですね。それをボーリングというんですよ。こういうことは、犯罪ですよ。これはきっぱりと断ればいいでしょう。そして、そういう企業はもう排除すればいいじゃないですか。今、そんなことは逆に現実的じゃなくて、逆に市長の考え方が現実的じゃないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに、ボーリング行為は犯罪の一環ということも言えると思います。ですから、そういった点も踏まえまして、きちんとそういったことをした業者をきちんと排除できるかどうかについても検討を加えまして、そういう排除できるという方向ができた場合には実施できるかなと、こういうふうに思っておりますので、もう少し時間をおかりしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

じゃ、時間を差し上げますので、その問題については犯罪だということを、これは理解していただかなければいけないと思うんですよ。これが一番のポイントなんですよ。

それと今、くじによる希望価格から予定価格を決めるときに98から95だったのを98から90にするということについては、建設業協会から請願書が出ていますよね、出ていますね。これはまさに行政による強制的な10%もの歩切りだというふうに書かれています。私も当然だと思いますよ。希望価格というのは一体何なのかということになってしまいますし、これは予定価格とやはり連動していますわけですから、逆に予定価格を公表しないというやり方のほうが、そしてそれを調査に来るという業者を排除するという方向のほうがよしいんじゃないですか。この建設業協会のほうから出されている10%歩切り、最初から10%だという点についてどうお考えなのか。今、2月1日から実施して4件ぐらい実績があつて、九十・五、六%だったと、下がったというふうに言っていますが、これはやはり逆な意味で、90%からちょっとだけ下げるというところに集中する、こういうことが行われる。ここでまた談合が始まるというふうに思いますが、市長の見解、お聞きします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

業者の要望書も出ているという10%歩切りというようなお話もございますが、これは予定価格を98から90の中でくじ引きにしているというのは、10%頭から切っているわけではありまして、どこの市町村でもやっているような予定価格の設定方法で、98になる場合もあるし、90になる場合もあるということでございます。

不当に低価格入札を防止する意味で、特に建設工事につきましては最低価格も設定しておりますし、最終的に業者さんのほうでいわゆるどうしても引き合わない工事というような見方をしょっちゅうされるということになったような場合は、要するに不調入札が多くなるという事態になった場合は、これは改善することも考えなくてはならないとは思いますが、今のところ著しく不調の工事が多いということもございません。そういったところから、もう少し推移を見守った上で対応してまいりたいと、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

きょう、水道が中沢機工というのが平成22年11月11日に一般競争入札で81.9%というやつがあるんですね。これは参加、いわゆる札を入れた業者が全部不調で成り立たなかったということで枠を広げたと。この石岡の業者が落札をしたというような、こういう経過もあるわけですよ。

逆に言うと、90でやっちゃいますと、そこに最低制限価格と大きく変動しているということで、最低制限価格についても、やはりこの前私が質問したように、最低制限価格は必ず設けなければいけないわけじゃなくて、市長の判断で設けることができるというふうになっているだけなんです。ですから、市長も余り小規模な工事については、最低制限価格は設けなくてもいいんじゃないかと思うというふうに前回答えているでしょう。そういう形で、入札監視委員会の日向野教授も希望価格というのを予定価格を公表しないでやるべきだというふうに言っているわけですよ。こういう実態をよく見ていくことが必要んじゃないかと。だから、10%歩切りというカットというのは必要ないというふうに私、思うんですよ。

どうしても、そういうことになっちゃうと、今、不調が繰り返されて、その場合は改善するというふうに言っていますよね、言いましたでしょう。それと同時に、どこでもやっていることだと言っているんですけども、これは県内でどこでもやっていることなんですか。ちょっとそれをお聞きします。不調が前提になっているのかどうか、それとどこでもやっているということは、どこでもやっているんですか。県内の44市町村どこでもやっているんですか、お答えください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

県内の実情について、今、入札制度については随分改善策というのはいろいろな市町村でとられておりますので、先ほど私、どこでもやっているということを申し上げましたが、全部44が全部やっているというわけではありませんが、変動的な予定価格制度というのは、うちばかりでは

なくて、ほかでもやっているところがあると思います。

あくまでも歩切りという考え方は持っておりませんで、もう頭から歩切り何%というんであれば、最初からそれを予定価格にするわけでありますが、いわゆる今の経済情勢の中で、一般商品の販売においても、ある程度の値引きというのは日常化しております。そういったところを踏まえて、多少の値引きをお願いしているということでありまして、歩切りとはちょっと意味合いが違うと思います。

そのほかの不足の分については、総務部長より補足させたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいま市長からもお答えがありました。県内でそれぞれ最低制限価格等について実施しているところ、また実施していないところとか全部ではございませんが、それぞれ入札制度については、いろいろと市によっての考え方等によって取り決めをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、どこでもやっているんじゃないで、今、くじで今まで95までだったのが、90になっちゃったと、これで今、建設業協会のほうから苦情みたいな請願が出ているわけでしょう。これは、ですから、そういうところで90から以下を目指すような形で集中してしまうというおそれがあると。今、あと市長がおっしゃったように、多少の値引きはあり得るというふうに言ったときに、私は労働者のほうにその公共事業にかかわる労働者の人たちがワーキングプアというか、賃金カットにつながるということになると困るということなんです。だから、公契約条例を結ぶべきだというふうに私言っているんですよ。

一番問題なのは、そこに携わっている労働者の賃金カットにつながると、これがまた固定化されると、また同じように積算価格が下がってしまうという、そういうデフレ状況、デフレスパイラルになるということなんです。これについてどうですか、労働者の賃金のカットにつながるというふうに思いませんか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういった意味からも、最低価格の当面、私どもで対応しているのは、最低価格を引いて、いわゆる非常識なる低入札を防いで、建設関係に従事する方々の待遇悪化を防止すると、そういう考えでやっているところでもあります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなかこのやりとりしても前に進みませんので、とりあえずこういう希望価格とか、こうい

う予定価格の問題については、やはり市もきちっとした能力アップを図るべきだというふうに思うんですね。工事の検査、それから工事の施工監理、そして設計の中身もチェックできる、こういう各課から独立した組織というのを立ち上げる、それを市長の直属の機関にしていくというやり方、こういうことを提案したいんですけれども、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

考え方としては、大変いい考え方だろうと思います。従来、そういった対応は今、かすみがうら市ではできていないわけではありますが、そういった部署を設けて設計・検査体制をしっかりと整えるということは、今後の課題として頭に入れておきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地域の活性化のことについては、小規模のほうについては今、要綱をつくっている最中だと、23年度に実施したいということですよ。住宅リフォーム助成は500万円、経済効果を10倍と見ると、5000万円ぐらいの効果があるんじゃないかということ、それ確認したいと思いますけれども、それでよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

じゃ、次は、いわゆる生活排水の問題、公共下水道の全面的な見直しなんですけれども、認可しているところはやるよということなのではないでしょうか、これが問題なんです。今後は人口が密集していない地域での整備ということになると。もう既に認可計画に入っているのが、金川地区は認可されていませんか。これは金川地区の見直しはやる予定なんじゃないか。それと金川地区、もしやるとなれば、整備計画での建設費はどのくらい想定されているんですか、お答え願います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問で、金川地区というお話がございました。金川地区、現在は認可区域になってございます。しかしながら、今後の整備計画の中では、そこまで進められておりません。ですから、今ご質問にありましたように試算もされておられませんので、金額的なものも出ない状況でございます。それから、認可区域を全部ということかというお話ございましたが、現在、加茂地区を進めております。23年、24年度までで加茂地区が終了をする予定でございます。それに附属して近隣の認可区域もございまして、それらも含めた中で加茂地区終了後には、整備の計画も見

直しを協議、検討をしてみたいというような状況で考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、金川地区についてはまだ決まっていないということで確認していいんですか。その予定、想定される費用についても全く考えていないということによろしいですか。それを確認したいと思います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

そうです、そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ではそういうことで、いや、ここは前にも去年の3回の定例会で私は発言をしているんですよ。2キロから3キロぐらい離れている、今の公共下水道からね。そうなると、大変な工事費用がかかるんじゃないかということを私言っていますので、これについてはきちっと見直しをしてもらいたいというふうに思います。

それと加茂地区の問題は、私、対象戸数すべてが加入することが担保されているのかというふうに聞いたんですけれども、これ全体の戸数から言ったら、どのくらいの割合で担保されているんですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問については、先ほどおっしゃるように55戸の加入分担金の納入をいただいているというお答えを申し上げました。加茂地区につきましては、現在、内加茂という集落の中を整備をしてございます。集落の戸数については、はっきり数字を覚えてなかったんですが、70から80戸の戸数になります。そのうちの55戸の方から加入分担金をいただいております、整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、私がもう既にちゃんと細かく通告しているでしょう。そうしたら、そこにきちっと全体の戸数から言ったら、今言った55だったら、何%になるんですか。だから、100%担保されているのかって聞いているわけでしょう。ここなんですよ、問題は。だって、加茂工業団地の企業についても全く進んでいないでしょう、答えから言ったら、そうじゃないですか。全くやって

いないんじゃないですか。アンケートの結果、今からまたやるという答弁、前回と同じですよ、どうですか。全くやっていないということでしょう。ねえ、土木部長。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

明確にお答えください。

○土木部長（松澤徳三君）

まず、数字的なパーセントの数字を出していなかったということは大変申しわけありませんでした。それから、先ほどの答弁の中で申し上げました工業団地内の調査でございますが、確かに前回も同様にご答弁を申し上げたところでございます。しかしながら、23、24年度で加茂地区が終了をすることと同様に、その後の計画の見直しを前年度からも検討をしているところでございます。それらに基づきまして、先ほど申し上げましたように聞き取りと、それからさらなるアンケートにおいて調査を実施することで協議をしているというご答弁を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、やっていないということでしょうと言うんですよ。やっていないでしょう。だから、やっていませんと言えればいいんですよ。

それで、接続の問題については、やはりこれは湖沼水質浄化下水道接続支援事業というのが県にあるんですね、これご存じですか。もちろんご存じだと思うんですけども、これはどういうふうな中身なんですか。これはどういうふうに使われています、このかすみがうら市では、お答え願います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほどの答弁の中でちょっと触れたかと思えます。これは浄化槽の補助と同様に下水道の早期接続を考えまして、1年から3年以内というような中で接続をしていただくと、それについての上乗せの補助がありますというようなことで、事業として進められているものでございます。

ちなみに、現在、下水道の接続の支援補助として1年以内に接続をされますと、5万円の補助、それから2年以内に接続をしますと、4万円の補助、3年以内に接続をしますと、2万円の補助、そういったものが受けられるという事業でございます。実際に、それらを接続しながら、加入の促進を行っているところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、国保に移ります。

国保の問題ですけれども、税率の改正前は、やはりすべての世帯について税率の状況を把握して、改正後の比較を行うのが当然だと思うんですね。国保運営協議会では、都合のいい数字だけしか出されてなかったんですね。私がたまたま国保運営協議会の委員になったものですから、そこで指摘したのが、いわゆる平成22年に軽減措置が拡大されました。いわゆる軽減措置というのは、1人頭いわゆる均等割と平等割、世帯割ですね、均等割というのは一人一人加入世帯、これにかかるこれが均等割ですね。平等割というのは世帯ということです。そこについて、一定程度の所得以下の人たちは2割、5割、7割軽減になったんですね。ですから、その軽減がされた結果、前回よりも下がったんですよ。でも、今回は上がっちゃうんですね。上がったかどうかということになるんです。

これはちょっと試算をしましたがけれども、加入者2人で介護2人、加入者4人で介護2人、つまり介護分というのは40歳から64歳の方が介護保険を払いますよ、介護分も払うわけですね。これを見ますと、この軽減世帯でない方でも、2人から4人になっちゃいますと、上がる世帯がふえてくるんですね。つまり中間層をねらって下げたと言いましたね。でも、国保というのは、施政方針の演説にもありましたように、低所得者に対する対策だというふうに言っていないでしたか、市長。低所得者層のためにとということになっているのに、これを見ましたら、こういう国保税の軽減世帯、いわゆる均等割、平等割という頭割と人頭税というんですね、こういうものが受けられている人たちは上がっちゃうんですよ。これが実際だということですが、今、所得の問題で、50万未満の世帯は全世帯のうち何%ぐらいありますか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時53分

再 開 午後 2時54分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

50万円未満の所得世帯についてですけれども、所得なしと50万円を含めまして、世帯数で2,675世帯があります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2,675世帯ということは、この人たちは今回の税率の改正で引き下がるんじゃないかと引き上がるんじゃないですか、どうですか。これ市長含めて、この部分について引き上げになる、所得が50万未満の人たちは上がっちゃう、これでいいんですか、確認願います。これでいいんですか、市長もあわせて教えてください。これは国保の大幅な引き下げを公約しているんですからね。これについて、ちゃんと教えてください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

所得が低くても、資産の多い人はいます。今言った2,675の中からその人たちを引かないと、今、佐藤議員のおっしゃっている上がった世帯というのは出てこないと思います。

[佐藤議員「それで」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それで、その数字についてちょっと担当から答えさせます、わかる。

[佐藤議員「その数字がわかっていて、その数字が……」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

1,200戸が所得が50万円未満で上がっちゃうという世帯ですね。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、1,200世帯ということは何%になるんですか。私は、今データのところについて資産割がないという報告を受けているんですけども、この報告の中では、資産割がない方も含めると、全体の世帯の何%ですか、何%になりますか。何割の方が資産なくて軽減を受けている世帯なんですか、1,200なんですか。ということは、何割ですか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2時58分

再 開 午後 3時00分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの質問内容の答弁なんですけれども、ちょっと今手元にその資料がございませんので、後で資料をもってご答弁したいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は市長にきちっと答えてもらいたいのは、低所得者層が国保加入者が多いよと、だから、この国保についての引き下げということを行ったわけですよ。施政方針でも書いてあるわけですよ。ところが、今言ったように、約4割の方が50万未満の所得の方なんですよ、50万ない人も含めて。それから、軽減措置を受けている方、2割、5割、7割の方、これが40%いるんですよ。合わせるとどうなのかと、とにかく引き下がらない、引き上げになってしまうという、これこういうシミュレーションも含めて市長に川島部長、ちゃんと報告しましたか。そして、市長はその

こともきちっと認識して、上がる世帯は低所得者が上がるんだ、このことをきちっと認識していたのですか。これをはっきりと答えていただけますか。それともう一つ、時間がないですから、各石岡、土浦、シミュレーションしたんですか。そのときに、低所得者層はどうだったんですか、土浦と、石岡と比べてどうだったんですか。それから均等割はどうだったんですか。石岡と土浦と比べて均等割はどうなんですか、均等なんですか、近隣市に合わさったんですか。そこですよ、ポイントは。どうですか、教えてください。

低所得者が上がっても、これは構わないということで認識していたのかどうかです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどの古橋議員との議論とも関係いたしますが、いわゆる資産割等の率を下げる、応能割の部分を下げる過程の中で、確かに従来のかすみがうら市は資産の多い人には不利な制度であった。最高所得の人は別であります、中間の人たちにしわ寄せが行っていたわけです。そういう部分を直したために、今度は逆のひずみも確かに佐藤議員ご指摘の部分に出ていることは、私も多少は認識をしておりましたが、それが近隣市に比べて著しい不公平、いわゆる格差であるかと申しますと、そういうことにはなっておらないという、もちろん近隣市との比較を十分した上で両率を決定させていただいたと自負をしております。

しかし、なお詳細に今、議員ご指摘のような現象が大分あるということで明確になった場合は、これはやはり是正をしていかななくてはならないとは思いますが、そういう点につきましては、委員会等で十分練っていただけたらありがたいかと思います。

[佐藤議員「答弁になっていないですよ」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、近隣市との比較ということなんですけれども、先ほども年金、ご夫婦受けている65歳以上の方の件が話に出ましたけれども、先ほど私も答弁の中でも申し上げましたように、年金受給、夫が522万、奥さんが70万……

[佐藤議員「それはいいです」と呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

それを近隣市と比較……

[佐藤議員「均等割の額は幾らなんですか」と呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

均等割でなくて、あくまで合計額で申し上げさせていただきます。

かすみがうら市が今回の改正によって2万6100円という合計税額になります。近隣市の場合、土浦市が2万1900円、石岡市が2万4000円、小美玉市が2万5000円、つくば市が2万6100円というような状況になっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

応益と応能の問題が今、古橋議員からも言われたと思うんですけども、50、50というふうに国が指導を強めているということが一つあるんですよ。ただ、これは逆にこれまでのほかのところを比べると、やはり応能割というものが高いんですね、これが実態なんですよ。つまり所得の低い人のほうに手厚くしているということなんですけれども、土浦と石岡は応能割と応益割の割合は幾らですか、近隣市と比べるようになっていきますよね。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

手元の資料が平成21年度の実績の数値なんですけれども、ただいまご指摘いただきました土浦市の医療給付費分でいきますと、応能が65.6、応益が34.4、石岡ですと、応能が58.6、応益で41.4、あと小美玉市ですと、応能が51.8、応益が48.2、ちなみにかすみがうら市は応能が66、応益が34という状況になっております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということで、今度の改正でほかのところと比べると応益のほうが上がってしまったということで、低所得者のほうが負担が強まったということではないですか。その点を確認して次に移りますけれども、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、私のほうで担当課長などと交えて、今回の税率改正の基本なんですけれども、宮嶋市長から指示を受けたもの、すなわち宮嶋市長が昨年4月ごろだったと思うんですけども、そのときに公表したものが現実的に平成22年度課税分というものについてはとらえていない中で、近隣市町村並みというような話を承っておりますので、私どもは市長に確認の上、平成20年度の課税実態から平成23年度に近隣市町村並みに引き下げるといような措置で、今回の税率設定を行っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

滞納のいわゆる処分の問題ですけれども、これは人権侵害にならないようお願いしたいというふうに思うんですよ。連絡がつくところに預金口座を押える、そうすると給料が振り込まれても引き落とせないんですね。そうなっちゃうと、生活費に困っちゃいますから、あとはもう一人の方は、実際に自分が勉強して再就職をするというために預金をしていた方がいた。そしたら、

それが押さえられたと。それで本当に困ったと、こういう方もいらっしゃるんですよ。ですから、公務員ですから、やはりちゃんと外に出て行って……

○議長（小座野定信君）

傍聴者に申し上げます。退場してください、その女性。

○8番（佐藤文雄君）

手続、踏んでいる、踏んでいるというやり方ではなくて、手続を踏んでいるんじゃないで、きちっと……

○議長（小座野定信君）

退場してください。

○8番（佐藤文雄君）

きちっと出向いていくということが必要なんじゃないですかということなんです、市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに、佐藤議員おっしゃるようなケースもあるやに聞いております。私、国保税ではなかったんですが、直接私のところにそういう苦情の話が寄せられたこともございまして、担当の者に事情を聞いて、謝りに行ったというケースもございまして。その言った言わないの話になってしまいますので、これはなかなか難しい問題であります。そういった点については、特に納税促進については、注意して事に当たるようにということは担当課にも伝えてありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

介護の問題で表をつくったんですけれども、介護保険の特別会計で21年度が1億720万黒字だったと。介護給付費、22年度の予算も含めると、こういうふうなカーブというか上がり方なんです。これが今度は22年度の決算では、この差は縮まるということをおっしゃるわけですか。23億9700万ですよ。大体予想するのはどのくらいなんですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほども申し上げましたけれども、22年度事業計画が23億690万に対しまして、本年度の見込みは21億3000万ということで92.3%という数字で見込んでおります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、22年度もまた乖離が出てくるんじゃないですか。今、92.何%と言っていました

よね。それでまた上げているでしょう、22年度、どうなんですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

今の乖離という言葉が使われましたけれども、これは先ほど市長も答弁申しましたように、3カ年の事業計画の中で事業費を見込み、その中で予算を立てております。その中で1号保険者の負担分、全体の事業費の20%に当たります。その部分を保険料という形で基準額は4,000円というのを設定されております。

そういうことですので、乖離というふうには考えておりませんし、100%を超えたら、これは当然赤字予算になってしまいますので、その辺をご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

3年計画だと言ったでしょう。3年目の第1年目に1億円も乖離ですよ。乖離というのは、状況と全く違う、こういうことをまず初年度に、その次だって92%でしょう。今度また上げているじゃないですか。ますます3年度計画と違って来るんじゃないですか、どうですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

第4期計画の初年度21年度が下がった、その辺が乖離ではないかという質問でございますけれども、その点については、当初市長が答弁していましたように見込んだよりも少なかったと、この辺につきましては、利用者、介護者認定者数、さらにはその利用者の利用状況、さらには周辺の利用施設等、その辺の全体、先ほども申し上げました、繰り返しになりますけれども、3年間の事業費の中で見込んでいきますので、なかなか当初、初年度の予算とは違ったと、そのとおりにいかなかったという内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

介護の問題では、市独自の減免制度を設ける考えはないですかと言ったときに答えていないですね。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

保険料については、現在の制度の中でという回答の中で、新たな独自の制度については現在のところは考えてございません。さらに、サービスについては、在宅の方の4分の1軽減という制度がございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、保険料と利用料の軽減、これについては軽減措置は考えていないということでもいいんですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

今も申し上げましたように、保険料については現在のところ考えておりません。また、利用については、現在これも繰り返しになりますけれども、4分の1制度の軽減措置がございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それは、市の独自の軽減制度ですかって聞いているんですよ、それは違うでしょう。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

これは一般財源から、今回の補正でも若干数字、補正をお願いしておりますけれども、一般財源からの繰り入れで、市の独自の制度でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、向原のほうにちょっと移っていきたいんですけれども、向原土地区画整理事業について、これは市長が設立の状況等、これまでの市のかかわりを考えると、損失振り分けは無理だというふうにおっしゃって、税金投入やむなしというような発言をしているので、この税金投入の正当性を私、質問したんですよね。そしたら、健全で公共性があるというように言いましたけれども、これ都市計画道路はここにはありますか。そして、都市計画決定はされていますか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

向原区画整理事業の中で、都市計画道路としての所在はございません。

以上です。

○土木部長（松澤徳三君）

都市計画道路としてはございません。

[佐藤議員「ないんでしょう」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

都市計画道路もないでしょう。それから、都市計画決定もされてはいましたか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの都市計画決定のご質問でございますが……

[「していない」と呼ぶ者あり]

○土木部長（松澤徳三君）

大変申しわけありません。そこまで確認をしてきておりませんでしたので、手元に資料がございませんので、確認をした上でお答えを申し上げたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

確認して答えてください。

私、もう一つ質問しているんですよ。保留地販売が遅々として進まない要因は何ですか。その責任の所在はどこにあるんですか、これに答えていないですよ。これは市長が答えるんですか、だれが答えるんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その責任の所在ということではありますが、これはどなたが考えても同じだと思うんですが、いわゆるこの事業がなされたときの状況と今の状況が全然違っているわけでありまして。当時、コストが相当かかった事業でありますから、なかなか保留地の処分についても値下げが思ったようにできないというところから、値下げをすれば、その分、組合のほうの損失が大きくなるという、そういったジレンマでなかなか販売が進まない、これは向原の事業だけでなく全国どこでもこういう状況があるわけでありまして。

先ほどの都市計画決定がされていないはずであります、そういう中で、しかしながら、当時この事業が始まった段階では、当時千代田町時代でありましたけれども、千代田町の役所の中に組合の事務所があると、要するに役所の人間が深くかかわっていたことは事実でありまして、それはもちろん当時の千代田町の市街地育成であるとか、町の振興策として実施されたものでありますから、そういった事情をやはり考えると、そういった市当局のかかわりを考えれば、区画整理組合だけの損失に責任をとらせるというわけにはいかないのではないかという、私の考えでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

責任をとらせるわけにいないから、税金投入というのは全市民がその責任を問われるということなんですか、そうでしょう。1億円近く税金投入するんでしょう、今度。そういうようなことを発言しましたよね、これは市民の税金ですよ。これについてどう思うんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ですから、今申し上げましたように、当時のそういった状況をかながみますと、まるっきり区画整理組合というわけにはいかないということでございます。かといって、どの程度の損失が出るかというのは、今時点でははっきりしていないわけではありますが、少なくとも1億7000であるとか、あるいは2億を超すのではないかということも出ております。しかし、この事業にかかわった金融機関であるとか、もちろん区画整理組合の構成員である地主さんであるとか、そういった方にももちろん多くの負担をお願いをしていくというか、当然その方たちの責任が一番真っ先に上げられるのではないかと思います。しかし、それを市は全然知らんふりというわけにはいかないよということでもあります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、市民がその負担をして当然だと考えているんですかと言っているんですよ、わかりますか。つまり公共性担保されていないでしょう、都市計画道路もないでしょう。都市計画決定されていませんね。そうすると、公共性が担保されていないですよ。そういう問題があるんですよ、これについて。そして、その税金を投入する、これまで6億以上の税金投入されているんですよ。また、税金投入する。これみんなの市民のお金ですよ。これについてきちっと教えてください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに、理屈の上ではそういうことが成り立つと思いますが、現実には茨城県の住宅開発公社ももう既に500億以上も県として損失を税金で投入していると、そういう全国どこにでもある話でありまして、これはバブルの後遺症としか言いようがないわけでありまして、やはり行政もその一端を担っていくと。確かに都市計画決定はされておりましたが、向原にあれだけの住宅団地が形成されて、そこに特に若い人たちが入ってきたということは、市の活性化には役立っていることは事実でありますから、そういったことを踏まえて、市民の皆さんの理解を仰いでいくと、そういう考えでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

バブルがはじけた平成4年、途中でこの問題については地権者のほうからいろいろな異論が出ていたんですよ。だから、ストップしたんですよ。こういう事実経過をきちっと認識してくださ

い。バブル、バブルって言ったなら何でも解決するんじゃ、本当に頭までバブルになっちゃいますよ。これが一番問題なんですよ、特に本来であれば、保留地販売が先行しなければいけないんですよ。ところが、組合による仮換地の販売が先行したんですよ。保留地販売の面積と仮換地販売の面積、その対比は幾らになるのか、前もって質問していますから、答えられますね。

それから、今、私、何回もこの議会で早く下げて完売をなさいと言ったんだよ。ね、とても15万なんかで売れないよと。今、11万から12万だというふうに言ったにもかかわらず、ずっとこぼれているんですよ。それをやらなかったんですよ。今では、たたき売りの状況じゃないですか。今、坪当たりの販売価格は幾らですか、当時と比べてどのくらい違いますか、この点の責任はどうとるんですか、幾らですか、教えてください。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

今の区画ごとの単価までは手持ちの資料にございませんけれども、これまで今、議員さんのお話にあったように、価格の引き下げ等を数回にわたって実施をしてきた経過がございます。

以上です。

[佐藤議員「ちゃんと答えてよ、保留地販売面積と仮換地販売面積、ちゃんと調べるように言ってあるでしょう」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

佐藤君、静粛に。

[佐藤議員「ちゃんと質問に答えなさい、事前に調べるように言ってあるじゃない」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの仮換地の面積の状況でございますが、現在、販売がされております面積6,485平方メートル、それから保留地の区画面積でございますが、7,685.08平方メートル、仮換地の販売の面積の状況は保留地の全体の約45%程度になるかと思えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、保留地を言ったわけでしょう。売れた保留地と、あと販売実績というか、今たたき売りの状態だと言いましたけれども、それはどのくらいですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

現在、保留地55区画中32区画が販売をされており、残りの23区画が現在の状況でございます。以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、面積は幾らですかと言っているんですよ。売れた面積はどのくらいなんですかと言ったんですよ。それと仮換地で売っちゃう面積はどうなんですかということ言っているんですよ。今、市長が若い人が入っていて万々歳みたい言っているから、仮換地というものは物すごく安く売っているんですよ。だから、保留地が売れないんですよ。いわゆる組合員のモラルハザードなんですよ。こういう責任もあるんだということを私、認識してもらいたいというふうに思って質問しているんです。具体的にきちっと計算して出してください。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほど申し上げましたように、仮換地販売……

[佐藤議員「数字を言って数字を」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

面積が6,485平方メートルです。

[佐藤議員「仮換地がね、保留地で売れた分の面積は」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

それから、保留地で販売された32区画については、7,685.08平方メートルでございます。以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間がないんでね。ちゃんと広告を出しているでしょう、坪単価、今幾らなのかって、広告出しているじゃないですか、ちゃんとここに。今6万円から9万円ですよ。これじゃ、ほかの不動産会社が困っているの。これわかっていますか、広告出しているでしょう、広報に、どうですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

確かに広報、それからチラシ、ホームページ等でPRをしているところでございます。以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えなくて、PRしているなんてよく言えるね。坪単価幾らだって質問して答えられなくてさ、そういうことないでしょう、こんなに広告出している。だから、問題だって言っているんですよ。

それから、水道のほうにいきますね。

ちょっと水道のほうは時間がないので、基本的なところだけ聞きたいと思います。県の中央広域水道実施協定、これを見直しをすべきじゃないかと言ったでしょう。当時は宮嶋さんが村長だから、市長が答えるべきじゃないですか。この点について、どういうふうに見解をお持ちですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もともとの協定水量は6,700立米ということですが、実際に買っているのは1,400という大きい乖離があるわけでありまして、この点につきましては、当時、昔神立駅の東口開発というのが今のURと土浦市と千代田も当時入っていましたね。そういう開発計画がありましたんで、2,400立米、増量を中央広域にお願いした経過が当時出島村でございます。あそこには、ちょっと太いパイプが入っておりまして、その受け入れ態勢はできているんですが、その後、状況が変わって、いまだに1,400立米で間に合っていると。こういうことは、茨城県全体で生じているわけでありまして、中央広域が新たに各市町村と見直しをしてくれなければ、6,700立米の引き取りが義務化するわけですが、この点については、先般も県の幹部の方とお話をしたときにも見直しをしてもらわなくては困ると。やはり県でも、特にこの中央広域の水に関しては、企業局の中でも、県のほうでも頭が痛い部分としてとらえているようであります。

いずれにしても、このまま県のほうが6,700、約束なんだから必ず引き取れと、そういうことは現実的にはあり得ないだろうと私は考えております。今後とも、企業局とこの点について交渉をしていく。しかもかすみがうら市単独ではなくて、やはり関係する市町村と一緒に交際をしていく必要があるのではなからうかと、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと何分ですか、12分。じゃ、あと1分。

で、実は今、土浦並みにすると7000万円の減収というふうに言いましたけれども、私は基本水量を5立方にして、今の基本水量の価格、これを1,000円にした場合どうなるかということ、もう何回も言っているんですよ。これについてちょっとお答え願いたいのと、あと市長が、私はもうバブルのときにやったところだというふうに言いましたよね。すると、これ実際に見てみると、最初の計画は日量5,162だったんですよ。そして、出島村も含めて追加したのが1万1538立方なんですよ。合計で24万立方なんですよ、わかりますか。

つまり追加したことによって、24万だったんですよ。24万というのは、これどういうことかという、霞ヶ浦導水事業の根拠になっているんですよ。推進をするためになっているんですよ、これ、24万に。そうすると、これを今推進しているんですから、そんなことは言ってこないだろうなんていうのは、これ中止をさせなければだめなんですよ、霞ヶ浦導水事業を。中止させなければ、これ進んじやうんですよ、押しつけられますよ。これについてどう考えるか、まず所長と市長。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

ただいまのご質問の中で、基本水量を現行10立方でございますが、これを5立方にと、さらに基本料金を1,000円にという中での試算、どういうふうなのかというご質問でございますが、お答えを申し上げます。

基本水量を5立方メートルに、さらに基本料金を1,000円として超過料金を210円で10立方まで使用したときの料金、これを試算いたしますと、間細かくご説明申し上げますと、5立方メートルまでは税込みで1,050円で、現行料金より1,029円安くなります。9立方メートルでは、同じく189円安くなります。10立方以上は現行どおりといたしまして、10立方メートルまでで、年間約3800万円の減収となります。この基本水量、基本料金を見直すことに関しましても、本年度の決算状況、さらには来年度の決算見込み、そして一般会計からの補助金等々を含めまして、経営計画の中で慎重にも検討すべきものではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦導水事業であります。これはかすみがうら市としても確かにこのまま進められてしまえば、既成事実として積み上がってくるわけでありますから、当然、再考というか、対応につきまして関係市町村と協議しながら、県とも話し合いを続けていく必要があろうかと思えます。

また、先ほど水道所長からも答弁がありました。現在10立米以下の料金につきましては、土浦との差が大きいという事実から、水道審議会でかすみがうら市としても、何らかの対応をとる必要があるのではないかということで検討をしてもらうように、所長には指示をしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、所長が3800万と言ったかな、4000万今回削られたと言ったでしょう。そうすると、4000万削らなければ、これ下がるんですよ、10立方までの人たちは。実現できるじゃないですか、4000万削っちゃったんですよ。これはどういう根拠で、これまで最初は合併するとき千代田は3000万、旧霞ヶ浦は9000万、1億2000万だったんですね。これか9000万になって、今回5000万になっているでしょう。これどういう根拠で、そういう根拠になるんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは補助金審議会でも話題になったわけでありまして、実際、水道会計の中には、今現在で減債基金等も含めると、9億以上の多分現預金があるわけでありまして。そういったことにかんがみて、9000万補助金を出さなくても、数年の間は値下げも含めて対応できる状態であるとの判断から、今回補助金は4000万削減したわけでございます。削減したから、じゃ水道料金の値下げ

はできないかということではなく、削減してもなおかつ水道料金の値下げもできると、私は踏んでおりますので、今申し上げましたように、水道審議会での検討を指示しているところであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

石岡斎場のほうに、これ時間がないんで、あと10分ということなんで、簡単に言うと、私は建設差しとめ訴訟を起こしている住民の一人、石岡と小美玉と、それからかすみがうら、23人で原告団として住民訴訟を行っている最中なんです。その中で、この問題は火葬炉の基数だって課題だし、また広大な5万8000平米という土地も課題なんですよ。これが実際に一日当たりの石岡地方斎場の火葬件数なんです。5.3ですね、平成21年、でこっちは鹿行なんです。鹿行も平成21年5.3なんですよ、同じなんです。鹿行は何基ですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

鹿行のほうは6基ございまして、うち1基は予備でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

5基あって、1基が予備だと。市長がおっしゃった根拠というのはそこにあるんじゃないですか、そういう意味では。全く一緒ですよ。それと火葬炉の基数について、これ私、石岡斎場の組合議員だったんで、答弁のことで数字をつくりました。答弁に基づいてつくった数字ですからね。一番多くなるのが平成56年だそうです。そのときに構成市の人口は12万8223人、そして死亡者数は2,166人というふうに言っておりましたよ。これをやりますと、1日当たりの火葬件数を2.5にしたんですよ。ここがまた問題なんです。単純に割り算をしますと、15.82件になるそうなんです。2.5で割ると、1日火葬件数、6.32で7基だというふうに言ってきたんですね。

ところが実際には、今、日最大件数は、今4基あって12件だそうです、最大。そうすると、単純に15.82に12で割ると1.3倍なんです。そうすると、これ1.3倍でやると、5基から6基で十分だという数字が証明しているんですね。これについてどう思いますか。日最大を本当に集中したときに1基を3回転する、そうすれば、問題ないんじゃないですか、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も全くそのように考えておまして、5基ないし最大でも6基あれば、もう十分だという考えで、斎場組合に申し入れをしているところであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、実を言うと、葬斎場の利用状況について表にしました。これは千代田地区、それから小美玉地区、石岡、八郷地区、これを見ますと、千代田地区は最高でも16件なんです。斎場のこのときの平成21年は163件なんです。そうすると、これ率にして実に9.8%なんです。千代田の利用率は、平均でずっと計算すると、7.3%なんです。これかすみがうら全体でしょう、千代田地区だけじゃなくて。鹿行には鹿行の組合の霞ヶ浦聖苑には式場がありますか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。鹿行広域には式場はございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

式場がないということになると、旧霞ヶ浦の人たちは利用していないということですね、民間を利用している。今の計算でいきますと、霞ヶ浦全体の利用率を単純に計算しました。そっちにはないと思いますけれども、お手元にあると思うんです。千代田との火葬件数とかすみがうら地区の火葬件数、ずっと出して見て、じゃ葬斎場の利用率を見ますと、これまでの平均で3.4%なんです。

そういう点で、葬斎場ということ式場は本当に必要なかどうか、これは疑わしいと。つまり本当に限定された方になると。まさに入札みたいにくじ引きになっちゃうと。当たるも八卦、当たらずも八卦、これも問題だ。それから葬式のあり方も変わっていますよね、今。前回の議会では、斎場議会で大、中、小の3つつくれという方もいらっしゃいました。とんでもない、民業を圧迫するから、移設だから、1室でいいんだ、こういうふうに言っていましたよ。これについてどう思いますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この点においては、私も佐藤議員と全く同じ考えを持っておりまして、特に霞ヶ浦地区は民営斎場でやっております、全然問題がないわけでありまして。千代田地区においても、この利用率から見てもわかるとおり、斎場がなくても民営斎場で十分対応できるものと考えております。

先ほどもちょっと申しましたが、300台の駐車場、6町歩の土地をもう既に取得してしまったという事情から考えますと、300台の駐車場をもしどうしてもつくるということであれば、多少ならず相当余地はあるものと考えておりますので、その余剰地の中に民営斎場に貸しつける用地を確保しておけば、火葬施設のわきで十分民営斎場を運営していただいて、多少利便性も上がるんじゃないかと、そういうふうに考えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

石岡市民と小美玉市民のことも考えてほしいというような発言もありました。実を言うと、私、アンケートとったんですね、去年1月から2月にかけて、この斎場の問題で。そうしたら、そのアンケートでは、「現在の建てかえ」が43%、「計画どおり推進」が11.6%、「わからない」が29.6%なんですよ。今度、石岡のほうの共産党の審議会というのがあるんですけども、そこでアンケートとりました。最近のデータです。233通があったそうです。「現在に拡張して建てかえ」、これが42%、似ていますね。それから「計画地への移転」12%、これも似ていますね。そして「計画を縮小して移転」というのが24%なんですよ。これは知れば知るほど問題があるということになっているんですよ。ただ、みんな事実を知らないからなんです。これについて、どう思いますか、アンケートの結果について。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうアンケートの件数があるということについては、私も承知しておりませんが、今、佐藤議員おっしゃるような形が出ているのではないかと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで、この斎場のそちらのほうに資料持っていると思いますけれども、構図なんですよ。3万8000平米の中にこういうふうにあール構造の建物を建てようとしているんですね。ですから、こういうアールだと特種設計になっちゃうんですよ。こんなことアールのかなんて思っちゃいますよ。つまり1個1個部品を違くしなければいけないんです、高くなっちゃうでしょう。そして、土地も高いですよ。その土地の高い原因がこの不動産売買契約の問題で、タマゴ博事件というのが当時平成2年にあったんですね。これで今の現斎場の管理者のお父さんが自殺なさっているんですよ、タマゴ博の事件で。このときに、もう既に地権者が石岡市内に配布したビラがありまして、タマゴ博の事件で石岡市民の皆様へというチラシを配っているんですよ。ここには、既にもう一回契約金額がこの土地の契約ですね、2億3370万、76株で、契約している。そのうち1株当たり220万で内金をもらったと。それが1億6720万もらったよ。だから、石岡市民の人は知っている人は知っているんですよ。もう一回、お金もらっているんです。今度、もう一回もらおうという、もらっちゃったという事実がある、これについてどう思いますか。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員に申し上げます。時間はまだ1分ほどあるんですが、ただいまの質問なんです、これかすみがうら市の行政問題でなくちょっと間接的なものになってくると思いますので、この質問は取り下げていただきたいと思います。よろしくお願いします。答えられる人がおりません。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それじゃ、建物の構図のほうについてだけ、見解述べていただけませんか。これ中島山ですから斜面が、これ等高線です、これ見るとね。等高線が多いんですよ、つまり山ですから。その上をこう切って、そこに建物を建てる、その建物がアール構造だと、高くなっちゃう、23億。本当

に無駄な建設じゃないかということなんですよ、どうですか、この面積も含めて。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

中島山そのものは5万8000平米あるわけでありますが、周りぐるっと図面でもわかりますが、がけみたいなすごい傾斜地ののり面になっております。ですから、実際に使えるところは表面を馬の背になったところを押してやるわけですが、そうすると、どうしても地形がアール型になってしまうところから、もしかしたら建物もアール構造になってしまったのかもしれない。

ただ、設計の経緯につきましては私もちよっとわかりませんので、この図面を見る限りはそういう感じがいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時56分

再 開 午後 4時10分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 山本文雄君の発言を許します。

[3番 山本文雄君登壇]

○3番（山本文雄君）

私は、先般行われました選挙において当選させていただき、かすみがうら市議員として活動の場とここに質問の機会をお与えくださいましたことは、市民各位のご支援のたまものであり、まず心から感謝を申し上げます。これからは初心を忘れずに、市民本位の開かれた新しい市政実現のため最大限の努力をしてみたいと思いますので、市長を初め議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げて、早速私の一般質問に入らせていただきます。

今回は、選挙におきまして市民の皆さんに3つの約束、つまり公約を掲げて審判をいただきましたので、こうした公約の諸問題を中心に時間の範囲で質問させていただきます。

最初に、行政改革の推進と事業仕分けの導入の件であります。

市長の公約の一つである議員報酬の削減については、目標まであと5%の削減が残されております。また、現在かすみがうら市の議員定数としては、法定上限数で26人ですが、合併時に20人となり、さらに今回は議員提案によって16人に削減されております。これを県内32の市と比較すれば、本市の議員報酬額は下から4番目、費用弁償はなしで最下位であり、議員定数も16人で、これも最下位であります。

行政改革は議会のあり方としても必要であり、むしろ積極的に進めなければなりません。議員定数は果たして市長が目標としている15人でいいのか、さらに少ないほうがいいのか、また議員報酬も削減するだけ削減すればいいのかというように、単に少なくすればいいというような考え方もいかがなものかと思えます。仮に、議員定数が極端に少なくなれば、ある面では議員1人

に課せられた政治的負担も多くなり、また市民の声や地域の要望を市政に届けようとする日々の政治活動などの守備範囲も広がっていくことが予想されると思います。

このような経過と現状を踏まえて、現行の地方自治制度の中で民主的な政治体制を確保するために、その基本でもある議員定数と報酬のあり方については、今後の課題を含め、市長はどのような見解をお持ちなのか、お伺いいたしたいと思います。

また、行政改革の一つとして、職員の定数と給与の削減も重要な問題があります。しかし、適正な職員の配置と生活給でもある給与の格付は、職員の意識の向上や行政の成果にも直接影響を及ぼす重要な問題であります。市民の要望もますます多様化し、かつ行政の課題も複雑化の傾向にある中で、これも単なる単一的な考え方はいかなものかと思えます。今後、行政改革の推進と、行政体制の充実という、いわば相反する課題に対して市長はどのような認識を持って断行されていくおつもりか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、かすみがうら市の行政活動に対する緒団体への事業仕分けの導入に関連して、補助金の見直しと適正化についてお伺いいたします。

これら諸団体の補助金の支出につきましては、国の事業仕分けと同じように市民中心のもとで関係諸団体との行政所管部の間において透明性のある議論が必要であるとの、市民の強い声もお聞きしているところであります。

そこで、現在行われている事業仕分けの手法、諸団体に支出している主な補助金の実態とその見直し、適正化を図るための対応について、市長の考え方を伺いいたします。

次に、職員の意識改革と人事システムの確立についてお伺いいたします。

改革派と言われる宮嶋市長の誕生によって、市民はその新しい行政運営に大きな期待を寄せている一方で、職員もまたさまざまな感情を抱いていたのではないかと思います。中には、市長が登場したときに、直ちに人事異動の発令があることを覚悟していた職員もいたようであり、実際には異動がなかったためにほっとしたというような話も聞き及んでいます。そうした話はさておいて、言うまでもなく人事は適材適所、能力主義が原則であります。職員は市長の補助機関でもありますから、市長の政策を実現していく上からも、公正で適正な人事体制は重要な要点であります。私は職員の人事評価を重視し、能力や人間性なども十分に考慮しながら、慎重に真心のこもった温かみのある、そういう人事異動が必要ではないかと考えております。

また、よもや一部の職員が喜ぶようなものではなく、職員全体が納得できるような公正で公平な人事異動が何よりも求められるところであります。市長の人事異動と適正な人事体制の構築に関する見解をお伺いいたします。

また、市民から常識的なあいさつや言葉使いができない、やる気のなさそうな職員がいるというような話を聞くことがあります。こうしたことはもともと職員の採用時点からの資質の問題なのか、教育の問題なのかは大いに疑問とするところであります。言うまでもなく、行政活動は市民サービスでもありますから、その第一線に立つ職員としても、市民に対する接遇は大事な心構えであり、最低限の教育であり、また一人の社会人としての基本でもあります。さらに新しい時代の行政運営が求められている今日では、職員一人一人の自己研さんと能力開発も不可欠な課題であります。そこで職員に対する接遇や意識改革、職員研修はどのように行われているのか、お伺いいたします。

次に、下稲吉小学校の整備促進についてお伺いいたします。

申し上げるまでもなく、下稲吉小学校の改築につきましては長年の課題であり、市民や父兄の悲願でもあります。この地域は児童数も最も多く、校舎の増築や継ぎ足し工事のために実態に追いつかない状況にあって、教室間は迷路のようにつながれております。さらに老朽化が進んで、雨漏りがするというような話まであって、最悪な教育施設であると思われまます。このため以前からPTAなどが中心となって、早期改築工事の署名、請願運動が起こり、要望書が提出されていると聞いております。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、当時、この署名要望人は何人の署名人によっていつごろ提出されたものか、またその要望書に対して、そのときに教育委員会がとった対応についてお伺いいたします。また、市長にお伺いいたします。教育施設を整備することは、かすみがうら市の未来を担う子どもたちのいわば宝を磨くことでもあります。従来から要望のあった下稲吉小学校の校舎整備の問題につきましては、平成22年度からの継続事業として2億6992万2000円が計上され、校舎の整備計画が進められているようではありますが、その全体計画についてお伺いいたします。

次に、子育て環境の整備と保育行政の充実についてお伺いいたします。

保育所にはゼロ歳児からの入所が可能ではありますが、一方では、2歳ごろまで自分で育てようと保育所を利用しないで頑張っている若いお母さんたちもたくさんいるわけでもあります。しかし、核家族化の社会環境の中では、子育てに対して大きな不安を抱えていることも事実であります。こうした若いお母さんたちの子育てに関する悩みや要望を聞き取り、また交流の場とするための対策も必要ではないかと考えております。

そこで、単刀直入にお聞きいたしますが、このような子育て環境を整備する一方策として保育所を開放し、相談窓口を設置するなどの考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

現在、旧かすみがうら地区では、3保育所のうち2保育所が民間に委託をしておりますが、まず民間委託のメリット、デメリットをお聞かせ願います。保育所の民間委託については、現場にいる先生方にとっては切実な問題であることは申すまでもなく、これから保育所はどうなるのか、あるいは身分に不安定な疑念を持ちながら子どもたちの保育に当たることだけは避けなければなりません。また今後、旧千代田地区でも、市長は現在の保育所を民間に委託していくという考えをお持ちなのか、お持ちの場合には職員の処遇をどのように考えているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、板橋区との交流事業の促進についてお伺いいたします。

申すまでもなく、農漁業などは後継者不足など潜在的に大きな問題を抱えており、ここに来てTPPなどの問題が浮上して、最大のピンチを迎えようとしております。そうした中で、市長の板橋区との交流事業を促進していくということは、かすかな光ではなく大きな希望であります。今後はこうした都市市民との交流事業を積極的に進め、そうした事業の中で、農産物など地場産業の消費拡大を図るような輪ができれば、生産者にとっても、また市民にとっても期待の大きな施策であると考えます。また一方では、文化交流なども大事な課題であると思っておりますので、現在における板橋区との取り組みの実情と今後の交流事業の計画についてお伺いいたします。

最後に、市民参加によるまちづくりの推進についてお伺いいたします。

まず、年に1度、かすみがうら祭りやあゆみ祭りが各種団体の参加によって盛大に行われております。また、敬老会などについても、婦人会などの協力をいただいていると思います。そこで、現在市民は各種団体の参加協力をいただいて実施している事業や催し物がどのくらいあるのか、その実態をお聞かせいただきたいと思います。また、市民の行政に対する要望も多様化、かつ複雑化しており、従来ややもすれば行われてきた行政側が一方的に主導する進め方などが、厳しく問われる時代でもございます。今や行政の手法も計画的で透明性の高い、公正で公平な運営を基本としなければならないことは、市長も十分理解していることと思います。また、市民の行政に対する関心と参加意識も高い今日、市政運営に当たってはできる限り市民の目線に立った市民参加型の行政手法が大事なことであり、それは地域の活性化と元気なまちづくりには欠かせない要点でもあると考えております。

そこで、市長の行政運営の哲学として、今後の行政運営と市民の関係はどうあるべきなのか、また行政施策の推進と市民参加のまちづくりについて、どのような見解をお持ちなのかお伺いし、私の1回目の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山本議員のご質問にお答えをいたします。

1点目、行政改革の推進と事業仕分けの導入につきましてお答えいたします。

議員定数については、今回の議員改選により20人から16人に変更になりました。この変更については、議員さんみずからがご提案されたもので、非常に厳しい選択であったとは存じております。また、議員報酬についてこれまでの経過をお話ししますと、合併後に特別職報酬等審議会などが中心になり、新たな見直しを行いました。この際、近隣同規模の市の報酬を参考に一たん引き上げたわけではありますが、その後、住民運動や署名活動などが行われ、結果的には議員さんみずからの判断により、もとに戻した経過がございます。

定数や報酬の適正化については、単純に機械的にはじき出されるものではありません。そのときどきの状況が大きく左右するところかと思われまます。議員定数や給与の削減については、市長就任時より行財政改革の一環として推進しているものです。

まず、職員定数ですが、無駄なものをできるだけなくすことにより、簡素でスリムな事務執行を行おうとするものであります。また、給与削減についても、行政価格はまず身近な人件費からの考えから、みずからの給料を50%カット、また今定例会におきまして副市長、教育長給与についても、10%削減を提案申し上げているところであります。

また、議会経費の削減、議員定数の削減によりまして20%削減は達成されたわけでございますが、今お尋ねの5%についてはということではありますが、先般の全協で議員の皆さんとの話し合いを踏まえて、会議録を電子化するなどの方向で職員の削減を行い、議会経費の25%削減を達成したいと、こういうふうと考えております。

職員給料についても、今後、削減の方向で職員組合との話し合いを続けながら進めてまいりたいと思っております。この際、モチベーションが下がるようなことがあってはいけませんので、適切に人事評価や昇任試験を行い、適材適所で評価すべきところは、評価するように努めなければならないと思っております。

補助金については、第2次かすみがうら市行政改革大綱において、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について、補助金等審議会において検証し、市民の皆様に対する説明責任を果たしながら、整理、合理化に努めることとしております。

次に、行政仕分けの手法につきましては、行政サービスとしての必要性、実施主体のあり方及び実施手法の妥当性等について市の政策方針や財政上の制約等は前提とせず、事業の必要性、実施主体のあり方、効果的な実施手法等について判断するものとして実施をいたしました。また、補助金は市民の税金を財源として交付されているところから、市民に対する説明責任を果たすため、透明性、公平性の確保が求められております。補助金の交付に当たっては、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしてもなお不足する部分を補助するという必要最低限の原則に立ち返る必要があり、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、透明性、公平性に加え、特に公益性の観点から補助金のあり方や補助金交付のさらなる適正化に向け、一定の基準に基づく不断のチェックと評価が必要不可欠であると思っております。

町内組織である補助金等検討委員会において、補助金実態調査を行い、補助額や執行の適正化に努めてまいりました。本年度は補助金等審議会に補助金のさらなる適正化について諮問し、答申をいただいております。同審議会ではヒアリングを踏まえ、個別評価をいただいた18事業につきまして、予算査定の中で方針を決定し、新年度予算へ反映させております。今後とも引き続き補助金審議会において審議をいただきながら、個別評価を踏まえ見直しをしてまいりたいと考えております。

2点目の職員の意識改革と人事システムの確立につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、下稲吉小学校の整備促進につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、保育行政の充実につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の板橋区との交流事業につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、市民参加によるまちづくりについてお答えいたします。

初めの市民のご参加をいただいて開催している事業等の実態については、担当部長からお答えいたします。

次に、行政運営と市民の関係、さらには行政施策の推進と市民参加の関係ですが、基本的な考え方については、施政方針の第5、みんなでつくる連携と協働のまちづくりの中で一部考え方を申し上げておりますが、ご意見のように、行政を取り巻く環境が多種多様化する中で、行政のみでは市民のニーズ、意向に沿ったまちづくりはできません。基本姿勢として行政が責任を持って対応するもの、行政と市民が協働して取り組むもの、市民の皆様の自主的な活動により対応するものなど、役割分担を踏まえながら、市民福祉の向上と地域活性化を目指したいと考えております。

また、私の政治の原点は市民運動からスタートしたところであり、さまざまな機会を通じて市

民の皆様の声を拝聴するとともに、行政施策の推進に当たっては、多くの市民の皆様の協力を得て地域づくりや事業運営、さらには市のPRや活性化推進に努めてまいりたいと考えております。また、行政改革の視点では補助金の見直しや事業仕分けについて市民の声を、皆様の声を最大限取り入れて市民目線で行政をチェックすることも市民参加の一つの手法であろうと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

山本議員のご質問にお答えをいたします。

2点目の職員の意識改革と人事システムの確立についてでございますが、職員の接遇につきましては、事務執行以前に身につけていることが基本であると思っております。改めて言うまでもございませんが、現在、公務員に対して厳しい目が向けられる中では、それぞれの職員が十分な注意が必要であるというふうに考えております。

今年度は、特に若手職員を中心に接遇に関する改善策について、これまで2回に分けて職員研修を実施しております。この中で各職場で取り組める内容を整理し、その結果を職員全体に周知する予定でございます。このような研修を通して、よりよい職場づくりができるよう努めてまいります。

多様化する住民ニーズに対応するためには、時代に合った組織づくりが必要になってまいります。人事異動の基本的考え方につきましては、山本議員のお考えのように適材適所、能力主義によることがベターであると思っております。得意分野に配置することによりまして、その職員の持てる力を最大限に引き出すことが人事異動の基本であります。余りにマンネリ化しますと、新たな発想を生み出すことができなくなると思っております。適材適所ということもありますが、新たな発想で仕事に取り組める人事管理を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、3点目の下稲吉の小学校の整備促進につきましてお答えをいたします。

下稲吉小学校の校舎等の老朽化などにかかります整備につきましては、同校のPTAから全面建てかえ等の要望や市民の署名活動がなされ、平成20年3月に1万余名の方からの署名とともに、下稲吉小学校全面建てかえに関する陳情書が提出され、平成20年第1回市議会定例会においてこの陳情書が採択されました。

このようなことから、平成20年同年10月から翌21年8月にかけて、同校の施設の耐震性や耐力度を把握するための調査を行いまして、その結果を踏まえながら、市議会文教厚生委員会

の検討、審議、さらに市議会全員協議会に説明、報告をいたしまして、平成22年5月に施設の整備基本計画を作成をいたしたところでございます。その後、10月に入りまして同校において市議会議員、そして教育委員、学校長の皆様に対しまして計画を説明するとともに、施設の現地調査を行いました。

現在は、施設の整備に向けまして学校側の要望、意見を聴取し、作業を進めるとともに、実施設計を進めているところでございます。耐力度調査によりまして危険建物と判定された普通教室棟や耐震診断調査で耐震性能が指数が低い、耐震性が極めて低いという建物、さらに耐震性に劣り、過少な面積のため授業や工事に支障のある体育館について、児童の安全を第一に整備を図ってまいります。

平成23年度、翌年度になりますが、2カ年度継続事業で危険建物と判定されました最も古い普通教室棟の建てかえ分と管理所室の設備をあわせて既存校舎南側に鉄筋コンクリートづくり3階建ての校舎を建設することで予算措置をしたところでございます。また、管理棟の耐震補強及び大規模改造工事、屋内運動場の改築工事は平成24年度からの計画としてございます。

最後になりますけれども、中央校舎及び東校舎の整備のあり方につきましては、屋内運動場改築工事の発注の後に合併特例債の活用期限と事業費等の検討を加えた上で、判断することとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

4点目の保育行政の充実についてお答えいたします。

まず、1番の子育て環境を充実するための相談窓口の設置についてお答えいたします。

子育て環境の充実につきましては、子どもも保護者も安心して暮らせることのできるよう、保育所事業、児童館事業、さらには子育て支援センター事業において、児童の健全育成を図るために環境整備の充実に努めてまいりました。

保育所事業のうち民間保育所につきましては、子育て支援センターを設け、育児の相談等実施しております。民間の保育所以外につきましては、各児童館、やまゆり館に設置してございます子育て支援センターにおいて、子育てサロンなどを設置しております。その中で、地域の子育ての保護者や児童に対する相談、指導を行うとともに、各種子育てにかかわる情報の提供、子育てサークルの活動支援を実施しているところであり、今後もさらに周知、PRを進めていきたいと考えております。

次に、保育所の民間委託の現況と今後の対応についてお答えいたします。

本市におきます保育所事業につきましては、社会環境の変化などに伴う多様化するニーズに対応し、各種保育サービスの充実に努めているところでございますが、政府の三位一体改革によりまして、平成16年度から公立保育所に対する運営費、施設整備に対する国・県の義務負担が廃止されまして一般財源化されました。このような状況から市では、施設の老朽化への対応と、効率的な運営への転換を図るとともに、保育サービスのさらなる充実に努めるため、保育所の統合を实

施し、民営化を進めてきたところでございます。

公立保育所では、運営費の助成は廃止になりまして一般財源化されており、保育料の引き上げを強いられた自治体もあるようでございます。民間保育所の運営費は国が保育単価を示すことで総額が決まり、その2分の1が国、4分の1を都道府県、そして残りを市町村が負担する形で確保されております。さらに、国庫負担事業では次世代育成支援対策交付金で一時預かり事業、県負担事業で特別保育事業として休日保育事業、延長保育事業、低年齢児保育体制緊急整備事業など、すべてが民間を支援する事業となっており、公立保育所を助成するものに対しては交付税として一般財源化されております。

公立保育所を有する市町村においては、一般財源化の影響により人件費など保育所運営費のコスト削減、圧縮、さらには公立保育所の民間移管、公立保育所の統廃合、さらには先ほども申し上げました保育料の値上げなどに対応している状況のようです。当市においても、公立保育所の統廃合をし、民間に移管し、さらに不足する保育士を臨時雇用するなどして対応している状況にございます。

今後につきましては、施設の老朽化への対応と効率的な運営への転換を踏まえ、保育所の民営化を検討してまいりたいと考えております。その場合の保育所の処遇という質問でございますが、仮に民営化を進める場合にしても、一度に民営化を進めるのではなく、現在正規職員は不足している状況にあり、保育士としての職務に専念してもらおうよう配慮すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

5点目の板橋区との交流事業につきましてお答え申し上げます。

現状といたしましては、板橋区に職員を派遣し、約半年が経過したところでございます。この間、板橋区との交流事業を積極的に推進したことによりまして、一定の成果を上げております。まず、板橋区ハッピーロード大山商店街にあるアンテナショップとれたて村への出品を11月から開始いたしました。また、4月からは小・中学校の給食用食材の提供や6月には産地ツアーなども予定されているところでございます。

次に、板橋区蓮根地区との交流についてですが、この名称は「レンコン」と書きまして「はすね」と呼ばれているところから、かすみがうら市特産のレンコンにちなみ、当地区の商店街や自治会が組織する蓮根エコキャンパス協議会との交流、連携が進められております。昨年末の歳末イベントを皮切りに交流がスタートし、今年12日には蓮根れんこん祭りとしたイベントが予定されております。本市からは、複数の団体が参加を予定してございます。

最後に、直売所の進捗状況についてご報告いたします。

昨年から、候補地を選定しておりましたが、現在1カ所内定をしており、6月ごろの開設を目指しているところでございます。この直売所にはアンテナショップの機能を委託することを予定しており、市のPRや情報発信の拠点としての位置づけを行ってまいります。

なお、委託事業の財源の一部といたしまして、緊急雇用創出事業補助金を活用してまいりたい

と考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

山本議員のご質問の中で、6点目、行政協力団体の現況と市民参加によるまちづくりの推進の中で、1点目の市民の皆様や各種団体にご協力をいただいております事業や催しがどのくらいあるのかと今、ご質問でございます。

市が主体となっている各種の事業、催し物につきましては、ご質問の中でもございましたように、かすみがうら祭りやあゆみ祭りを初め観光事業、さらには教育委員会等での主催事業等、各部署にわたっておりまして、ほとんどの事業が市民の皆様のご参加、ご協力によって成り立っているものと考えております。

これらの事業につきまして整理をいたしますと、大変多くの事業がございますので、大変恐縮ではございますけれども、資料というふうな形で配付をいたしますので、ご参照の上、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

組織再編というようなことで、28課が26課になって85係が82係になったというふうなことで、行財政改革スリム化になったというようなことで、ここにうたわれておりますけれども、再編に伴って4月の人事異動はあるのかどうか、まず最初をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

4月の異動は予定をしております。特に課長級につきましては、相当の異動があると思っております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

人事異動があるというようなことなんですが、規模はどのくらいの規模を予定しているんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。ただいま市長からもありましたように、例えば部長、課長級、管理職が多い場合には部下になります係長、主任クラスが少なくなると思います。ただいまありましたように、課長級の部分が今回多くなるということですが、全体にはまだ人数については確定はしてございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

接遇や意識改革というようなことでお伺いしたんですが、いまだかつてあいさつができないとか、そういう職員がいるというようなことで、議員間の中でもそういう話が出ている、これが現実でございます。今までと同じような接遇、研修をやっていたんでは、いつまでたっても、そういう後からの問題が出てくるんじゃないかなと思います。そこで少し研修内容を変えたり、さらには不適格者が出てきた場合には、市長としてはどういう措置をとるのかお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

不適格者が出てきたときというお話でございますが、従来の職員研修等に加えて特に接遇関係につきましては、外部講師を入れるとか、そういったことも考えながら対応していく必要があるのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、問題が余り出ないように部課長の指導をしっかりとさせていただくようにお願いをしております。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

それから、下小の件でございますけれども、基本計画の中では平成23年度、生徒数が約700人というふうなことで、平成27年度が817人というような数字が出ているんですが、教室のほうは間に合うようにつくってあるんですか、どうか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、クラスの計画についてお話を申し上げますと、現在は3クラスの学年が2学年あります。そういったことで、将来を見越した場合に1学年を4クラスという考え方で、四六、二十四で24学級、あわせて4つの特別支援学級がございます。そして、1つプラスで国際学級と、合計で29クラスに対応できるようにということで、計画を今回の中では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

また、下小の関係になるんですが、今現在計画しているのはプラン1で計画していると思うんですが、プラン4まであるんですね。すると15億からプラン4になると25億、総事業費がかかっているんですが、今、陳情書関係ではあくまでも全面改築というふうな、市民の皆さんの陳情書が出ておりますので、その辺はどのように考えているのか、わかっただらお願いします。

○議長（小座野定信君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

先日お渡しをいたしました基本計画は、既にでき上がっているわけですが、その中には全面改築とはなっておりません。特に東校舎、そして六角校舎というのがございますが、答弁の中でもご指摘がありますが、その部分については大規模改造と耐震が不足すれば耐震もやっけていくという、両面でございます。考え方といたしましては、特に六角校舎の問題については、耐震診断の結果、多面体でございまして、指数で1.18という安全な数字が出ておりまして、それを活用していきたい。また、そこに補助も今の段階ではちょっと厳しいだろうということで、大規模改造の補助を入れていこうという考え方で進んでいるわけでございます。

ただ、一たん5月に決定をしているものをお渡ししているわけですが、現在に至っては、答弁でもちょっと触れましたけれども、今後、住民の皆さんの要望もあるということですが、市長の姿勢としての考え方もございまして、その辺を少し考え直してはというお話がございます。そこで何回か議論をしておりますけれども、最終的に結論が出ておりますのは、平成24年の段階でいわゆる改築で対応するかどうかを決めていくということになろうと思います。そうしますと、今、山本議員がおっしゃるような一般的な全面改築の方向に、ほぼ近づいてくるということでございます。

基本計画についても、すべて直すわけですから、ほぼ全面改修に近いわけでございます。一つの考え方として、要求は確かに全面改築でございますが、それは我々は要求課題というふうにとらえております。我々の政策課題というものがございまして、それを融合させた上で最終的なベストな案を出していくというのがやはり行政としての課せられた役目だろうというふうに思っておりますので、現在のところではそういう状況でございます。

したがって、ご指摘のような内容もなるべく対応ができるようなことでいくようなことになろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

保育所の件でございますけれども、民間保育所になった場合に、民間保育所のメリットとデメリットがもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほど具体的にこれがメリット、これがデメリットという形で申し上げませんでしたけれども、現実的に改修にしても、運営にしても、民間支援の形で公立ではなかなか財源が担保されない、そういうところから民営化の方向に向いているというのが現実的なもので、具体的には先ほどいろいろ事業名等を申し上げました。新たに建設についても、改築についても、公立については補助が対象にならないというようなこともございます。その辺が直接的なメリット、デメリットという形で民営化に進んでいるという背景がございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

保育所の今のやつ、メリットのほうは、結局はお金だというのはわかるんですが、保育の内容についてのメリットとデメリットがもしあればお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

直接運営といいますか、子どもたちへの保育での影響という質問かと思えます。その点については、基本的には同じことと私ども考えておりますし、そのようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

民間のほうで公立保育所よりいろいろな行事をやっていると。朝のやつも早く保育所措置してくれるし、また土・日あたりも民間はやっているというような話聞いているんですが、その辺のやつを民間と公立の違いを同じようなレベルに持っていけるかどうかを再度お伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

先ほども事業名の中で、県負担事業の中で休日保育事業とか、延長保育事業と、そういう面が財政的に民営化のほうへ措置がされている。そういうところが逆に民間事業者の場合、その辺を受けて積極的にサービスを拡大している方向はあろうかと思えます。その辺は逆にご存じのように公立の場合は、年間事業費の中で運営しているという背景もありまして、いわゆるサービス合戦と言うのも変ですけども、そういう民間との競争にはなかなか太刀打ちできない面もあるのかなという考えもあります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

それでは、板橋区との交流事業の件でお伺いいたします。

今、部長のほうからありましたように職員を派遣しているというようなことでございますけれども、現在1名の職員が派遣されていると思うんですが、今後、職員の数をふやす方法でいるのかどうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

23年度でございますが、23年度におきましては、この直売所が設置できた場合を想定しまして、直売所に例えば東京板橋事務所というような形で職員を置いて、今度はこちらからの農産物を提供するというようなことばかりではなくて、板橋区のほうから誘客、そういう事業を実施してまいりたいと考えております。現在1名でございますが、ケース・バイ・ケースでございますが、1名のほかにもう一名を私どものほうではほしいというような考えを持ってございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君。

○3番（山本文雄君）

板橋区との交流事業については、相当の農家の人が期待をしておりますので、期待外れのないようにひとつ課では頑張ってください、実際直売所なんか東京に置いてあるとすれば、かすみがうらから持っていったものをすべて売ってもらえるような、そういう最終的には大がかりな直売所にできるような方向、さらには板橋区から観光としてバスを土・日あたり連なるような、40年前あたりはかすみがうら、千代田地区なんです、6号国道のほとんどの売店が満杯で車がなくて、ほとんどのバスが入っていたようなにぎわいを見せていたわけなんです、そういう私は期待を持っておりますので、ひとつ部長頑張って、この辺は必ず根をおろしてやっていただきたいなというように思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

3番 山本文雄君の一般質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月3日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散 会 午後5時03分